

平成23年度

市民満足度アンケート調査

自由意見(要約版)に対する市の回答

市民サービス政策課

平成23年度市民満足度アンケート調査自由意見(要約版)

回答一覧

分野	ご意見数	ご意見の要点	担当部局室	
1. 健康・医療について	19	市民が市立病院を受診しやすくなるようにしてほしい	市立病院事務局	
		がん検診を充実してほしい	健康福祉部	
		予防接種の接種率が上がるようにしてほしい	健康福祉部	
2. 年金・保険について	2	国民健康保険証を個人ごとに発行してほしい	市民部	
3. 子育てについて	32	子育てに関する交流の場を充実してほしい	子ども部	
		子育てに関する補助金などの支援を充実してほしい	子ども部	
4. 福祉について	21	高齢者への支援を充実してほしい	健康福祉部	
		障害者への支援を充実してほしい	健康福祉部、子ども部	
		生活保護制度を適正に運用してほしい	健康福祉部	
5. 環境・みどり・河川について	27	たばこのポイ捨て防止を徹底してほしい	市民部	
		街中のみどりを適切に管理、保全してほしい	みどりまちづくり部	
		安全で親しみが持てる河川・ため池の管理をしてほしい	みどりまちづくり部	
6. 公園について	32	公園を充実させて、整備、管理を行き届かせてほしい	みどりまちづくり部	
7. ペット・動物について	25	ペット・動物による被害対策をしてほしい	みどりまちづくり部	
8. ごみについて	48	ごみ排出にかかる費用を安くしてほしい	市民部	
		ごみの分別をわかりやすく簡単にしてほしい	市民部	
		ごみを戸別収集してほしい	市民部	
9. 防犯・防災について	13	防犯対策を充実してほしい	総務部	
		防災対策を充実してほしい	総務部	
10. 人権・国際化・交流について	5	人権を尊重したまちづくりを推進してほしい	人権文化部	
11. 教育について	10	教育環境を整備・充実してほしい	教育推進部	
		校区割りを見直してほしい	教育推進部	
12. 生涯学習について	5	多様な生涯学習機会を提供してほしい	生涯学習部	
13. 図書館について	19	図書館の利便性を向上してほしい	生涯学習部	
14. スポーツについて	18	スポーツ施設の整備及びイベントを充実してほしい	生涯学習部	
15. 産業振興について	18	観光振興による活性化を図ってほしい	地域創造部	
		商店街の活性化を図ってほしい	地域創造部	
16. 農業について	3	野焼きによる煙の発生を防いでほしい	農業委員会事務局	
17. 市街地活性化について	34	箕面駅周辺整備は不十分ではないか	地域創造部	
18. 市街地整備について	17	彩都・箕面森町・小野原西の整備の是非について	地域創造部、みどりまちづくり部	
19. 道路・交通(道路)について	97	道路環境を改善してほしい	みどりまちづくり部	
		交通マナーの改善を講じてほしい	みどりまちづくり部	
20. 道路・交通(鉄道)について	19	北大阪急行を早く延伸してほしい	地域創造部	
21. 道路・交通(バス)について	82	オレンジゆずるバスを充実してほしい	地域創造部	
22. 道路・交通(その他)について	15	箕面グリーンロードトンネルを無料化してほしい	地域創造部	
23. 上下水道について	6	水道料金が高いので安くしてほしい	上下水道局	
24. まちづくり(都市景観・計画・開発)について	45	開発による自然破壊をやめてほしい	みどりまちづくり部	
25. 自治会・コミュニティについて	16	自治会によるコミュニティ形成を促進してほしい	人権文化部	
26. 市民活動について	3	市民の力を活かす取り組みを充実してほしい	人権文化部	
27. 広報・市政情報について	7	広報紙・ホームページの充実及び他の媒体での広報を検討してほしい	地域創造部	
28. 市政について				
	28-1. 議会について	2	議員定数・手当を削減するべきである	議会事務局
	28-2. 市政運営について	36	市民の声を聞く機会をもっと増やすべきである	市民部
	28-3. 職員について	38	職員の能力を向上させるべきである	総務部
	28-4. 市税について	9	市民税などが高い	総務部
29. その他	16	回答不要		
合計	739			

分野	1. 健康・医療について
ご意見の要点	市民が市立病院で受診しやすくなるようにしてほしい

【主な自由意見の内容】

- ・予約なし、開業医からの紹介状なしでも受け付けてほしい。
- ・救急外来を時間外外来として受診する患者が増え、本来の救急患者が後回しになるのはおかしい。
- ・救急外来の診察は治療とも言えない状態で薬も一日分しか出ないので、休日の外来を充実させてほしい。
- ・診療科によって予約が多くなり困っている。
- ・優秀な医師を迎え、どんな病でも安心して任せられる信頼ある病院であってほしい。
- ・乳腺外来や無輸血治療の対応なども充実してほしい。

回答

●市立病院の役割について

市立病院は、地域医療支援病院として、地域のお医者さんと連携し、入院診療、専門的な外来診療、救急診療を重点的におこなっている病院です。

最近では、患者さまの身体的な負担の少ない内視鏡を使用した手術や検査、そして大阪府がん診療拠点病院としてがん診療にも力を入れています。しかし、すべての病気に対応しているわけではないため、病状によっては、専門の医療機関をご紹介します。ご紹介します。

●近所のお医者さんと市立病院は連携しています

本市では、近所のお医者さんと市立病院が一体となって、患者さまが安心して治療を受けただけの体制を整えています。

近所のお医者さんが入院や高度な検査などを必要と判断した場合、すぐに市立病院が引き継ぎます。また、市立病院は、病状に応じて専門的な診療を行い、病状が落ち着いたら、近所のお医者さんがその後の診療を行います。

このように、近所のお医者さんと市立病院は、病気のかかりはじめから病状が落ち着くまで、常に連絡を取り合いながら患者さんの診療に対応しています。

近所のお医者さんは、発熱やけがの時などに診療してもらえただけでなく、健康管理や生活習慣、介護のことなどで困ったときにも、気軽に相談できる心強い存在です。

普段から近所のお医者さんに診てもらっていると、いざというときにも病状に応じて適切な判断をしていただけますので、ぜひ近所でかかりつけのお医者さんを見つけてください。

●救急診療について

市立病院では、24時間、急病のかたの救命処置と初期診療を行っています。特に休日や夜間は、専門の医師が不在のため、応急処置のみを行い、症状に応じて高度の病院への搬送、又は後日に専門の医療機関若しくは近所のお医者さんへその後の診療をお願いしています。

急性の病状は、時間とともに変化し、それによって診断や治療方針が変わることが多いので、救急診療では1次的な処置と、お薬も最小限の日数分しかお出ししていません。ご自身で軽症と思われる場合でも、救急診療の受診後は、必ず近所のお医者さんを受診していただくようお願いします。

(市立病院事務局経営企画課)

分野	1. 健康・医療について
ご意見の要点	がん検診を充実してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・乳がん検診の年齢対象が上がり有料になったことが不満である。
- ・子宮がん検診受診案内などの連絡がない。

回答

●これまでの経過及び現在の状況

昭和58年 子宮がん・乳がん検診を開始

平成10年 がん検診無料化を実施

平成17年 子宮がん・乳がん検診の対象者の変更

平成21年 (国事業)「女性特有のがん検診推進事業」(子宮がん・乳がん)の開始

本市では国の指針に基づきがん検診を実施しています。乳がん検診の受診対象年齢については、昭和58年から30歳以上の女性に対して視触診による検査を実施していましたが、平成17年度から国の指針が40歳以上を対象とした、より効果の高いマンモグラフィと視触診による検診に改定されました。

国の指針が変更されことに伴い、本市においても受診対象年齢の引き上げを行いましたが、これは、マンモグラフィによる検診では、技術的に若い女性や授乳中のかたなどの乳がんが発見できない場合があることや、30歳代の乳がん検診による死亡率減少効果について根拠となるような研究や報告がされていないことによるものです。

受診対象年齢外のかたについては、自己触診(「市民健診・母子保健・予防接種のご案内」冊子に記載)をお勧めしており、自覚症状のあるかたは、速やかに保険診療による受診をお勧めしています。

なお、本市では平成10年度から実施するすべてのがん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん)を無料化しており、平成24年3月現在、無料で実施しているのは府内では本市のみです。

がん検診の受診については、毎年4月に広報紙と同時に全戸配布している「市民健診・母子保健・予防接種のご案内」の冊子によりご案内しています。ご自身で確認していただく必要はありますが、対象年齢となられた場合は、市内指定医療機関に直接予約し、受診していただきますようお願いいたします。

●これからの取り組み

本市では国の指針に基づき実施することを基本にしており、市の財政状況を考慮しながら、今後も受診しやすい環境に努め、がん検診を実施していきたいと考えています。

(健康福祉部健康増進課)

分野	1. 健康・医療について
ご意見の要点	予防接種の接種率が上がるようにしてほしい

【主な自由意見の内容】

- ・インフルエンザ予防接種は公費負担、集団接種にして蔓延を予防してほしい。
- ・予防接種の改正などのお知らせが遅い。
- ・小学生の予防接種が平日の14時受付のみはおかしい。
- ・子どもの有料ワクチンが他市より高い。

回答

●現在の状況及びこれからの取り組み

- ・インフルエンザ予防接種、子どもの有料ワクチンの費用負担について

インフルエンザ予防接種は、法律に基づいて行うもの（法定第二类疾病）と、各自が任意で行うものがあります。法律に基づいて行うものについては、下記の、感染すると重症になる確率の高い高齢者が対象となっており、期間を限定して市内78医療機関で実施しています。なお、接種費用の一部を法律に基づきご負担いただいています。また、各自が任意で行うものについては、全額受診者のご負担となります。

子どもの有料ワクチン（ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン）は、国の補助制度により平成23年度単年度事業として実施していますが、国の補助制度期間の延長に伴い平成24年度末まで延長することとなりました。なお、これらのワクチンの接種は法律に定められていない任意の予防接種であることから、接種費用の一部を受診者にご負担いただいています。

インフルエンザワクチン及び子どもの有料ワクチン（ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン）の自己負担額等

予防接種名	自己負担額	実施時期	対象者
インフルエンザ	1,000円 (1回限り)	平成23年 10月1日 ～12月2 8日(平成 23年度)	接種日において65歳以上の市民及び接種日において60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する市民、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する市民
ヒブワクチン	2,000円/回	平成23年	生後2か月齢から5歳未満(接種回数1～4回)
小児用肺炎球菌ワクチン	2,500円/回	4月1日～ 平成25年	生後2か月齢から5歳未満(接種回数1～4回)
子宮頸がん予防ワクチン	4,000円/回	3月31日	中学1年生から高校1年生相当年齢の女性 (接種回数3回)

※市民税非課税世帯、生活保護受給者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者は、申請により自己負担免除となります。

※平成24年度の子宮頸がん予防ワクチンの一部公費助成の対象者については、平成23年度中に一度でも接種を受けられた高校2年生相当年齢の女性も含まれます。

法律に基づいて行うインフルエンザ予防接種（法定第二类疾病）及び子どもの有料ワクチンについては、平成24年度も引き続き接種費用の一部をご負担していただく予定です。なお、子どもの有料ワクチンの一部負担額は各市町村で定めており、北摂地域の市町の中では、豊中市、池

田市、高槻市よりは若干高いものの、吹田市、茨木市、摂津市、豊能町とは同額です。

・インフルエンザの接種方法について

実施日時、場所を限定した集団接種方法よりも、現状の市内医療機関による個別接種方法のほうが、接種機会の選択肢が多いことから、接種率の向上になるものと考えています。また、接種医療機関でのインフルエンザ感染防止として、インフルエンザ流行前の接種をお勧めしています。

・予防接種の改正について

予防接種に関する法律等の改正は、市広報紙「もみじだより」や市ホームページ、個別送付によりお知らせしています。今後、改正があった場合は速やかにお知らせします。

なお、平成23年度の大きな改正は次のとおりです。

1. 日本脳炎ワクチン接種の特例の実施

平成17年の接種勧奨差し控えにより、平成7年6月1日から平成19年4月1日までに生まれ、1期、2期の接種を受けられなかったかたは、20歳未満までの間に、接種を受けることができます。

2. 子宮頸がん予防ワクチンの接種再開

3. 子宮頸がん予防ワクチンの対象ワクチンの追加

・小学生の予防接種の受付について

小学生の予防接種は、個別接種が基本となっており、各医療機関により受付・接種時間等は異なります。これは、小学生の予防接種については、厚生労働省予防接種実施要領に、「接種医療機関において、予防接種の対象者が他の患者から感染を受けることのないよう、十分配慮すること」と明記されているため、各医療機関はこのことを考慮し、接種時間等を定めています。

(健康福祉部健康増進課)

分野	2. 年金・保険について
ご意見の要点	国民健康保険証を個人ごとに発行してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・国民健康保険証を個人ごとに発行してほしい。カード型であればなおよい。

回答

●これまでの経過

国民健康保険証の個人発行・カード化については、システムのプログラム等の改修費用などの経費面での問題がありましたので、現在のところ実施には至っていません。

●現在の状況

本市の国民健康保険証は、原則1世帯ごとに1枚を発行しています。ただし、大学などに在学中のため市外に居住しているかた、長期出張中のかた及び世帯の中で同日に病院にかかることがあるといった特別な事情のあるかたには、個人単位で利用できる国民健康保険証を交付しています。国民健康保険証と印鑑をお持ちいただくと交付することができますが、被保険者以外のかたが手続きをされる場合には委任状が必要となりますので、ご注意ください。また、郵送による手続きも行っていますので、詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

●今後の予定

新システムが平成24年度中に導入されますが、導入後の国民健康保険証の一括更新の時期に、国民健康保険証を個人単位のカードに変更する予定です。

(市民部国保年金課)

分野	3. 子育てについて
ご意見の要点	子育てに関する交流の場を充実してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・幼児や小学生の子育てをしている親の交流の場をもっと増やしてほしい。
- ・箕面、萱野は遠いので、桜井方面にも「おひさまルーム」のような場所がほしい。
- ・粟生間谷西近くは子どものための施設もなく、陸の孤島に感じるように感じて子育てがなかった。

回答

●子育てをしている親の交流の場について

子育て支援センターでは、子育てをしている親の交流の場をつくるため、0歳児～就園前の子どもを持つ保護者を対象にプログラムなどを実施し、子どもの遊び場と共に保護者同士が交流できる場を提供しています。

- ・子育て支援センターの親子交流の場・プログラム

対象年齢	内 容
0歳児	生後0か月～12か月児対象「0歳児オープンスペース」 生後2か月～6か月児対象「親子の絆作りプログラム」
1歳～未就園児	1歳～1歳半児対象親子遊びのプログラム「ふれあいひろば」 1歳半～2歳児対象親子遊びのプログラム「あそびのひろば」 3歳児対象プログラム「集まれ、在宅3歳児！」
0歳～就園（学）前児	自由な、遊びと交流の場 「オープンスペース」 保護者同士の交流、情報交換、意見交換の場 「のんびりひろば」 妊娠中のかたの交流の場 「プレママひろば」 転勤族のかたの交流の場 「親子で集まれ、転勤族」 若い母親の交流の場 「親子で集まれヤングママ」 高齢出産をされた方の交流の場 「親子で集まれ！」
1歳～就学前児	保護者の子育てについての学習の場「親の子育て学びプログラム」

●子育て支援センターの開設について

箕面市では現在2か所の子育て支援センター「おひさまルーム」がありますが、今後は各中学校区に1か所の子育て支援センターの開設を目指しています。

- ・今後の予定

校区	子育て支援センター名
第一中学校区	西部子育て支援センター
第二中学校区	中央子育て支援センター
第三中学校区	未定
第四中学校区	未定
第五中学校区	多世代交流センター内子育て支援センター（平成25年4月開設予定）

第六中学校区	(仮称) 豊川支所キッズセンター (平成26年4月開設予定)
彩都の丘中学校区	未定
止々呂美中学校区	未定

(未定の校区については今後、場所・開設時期など含めて検討していきます。)

●子どもの遊びの場所について

・子どもの遊び場所として次の場所があります。

遊びの場所	日時	内容	申込み	費用
西部子育て支援センター	月・土 10:00～16:00 火・水・金 12:00～16:00	・室内自由遊び	不要	無料
中央子育て支援センター	月・木 10:00～16:00 火・水・金 12:00～16:00	・室内自由遊び	不要	無料
市立保育所	月～土 9:30～12:00 月～金 15:00～17:00	・基本は園庭での自由遊び ・月1～2回のミニイベント	不要	無料
民間保育園(実施していない園もある)	週1～5回 10:00～11:00 (園によって異なる)	・基本は園庭での自由遊び ・月1～2回のミニイベント	不要	無料
市立幼稚園	水 9:00～12:00	・園庭開放 ・月1～2回のイベント	不要	無料
私立幼稚園(実施していない園もあります)	月1～2回 園によって異なる	・イベント (園によって異なる)	園によって異なる	園によって異なる
子育てサロン (12小学校区で実施)	概ね月1回 10:00 または 10:30～11:30	・室内での遊び	不要	一部有料
子育てサークル	週1～2回	・室内、戸外いろいろ (サークルによって異なる)	必要	月会費制
市民(グループ)活動	団体によって異なる	団体によって異なる	必要	団体によって異なる

(注1) イベントなどで申込みが必要な場合があります。

(注2) 材料費などの費用がかかる場合があります。

・栗生間谷地域には次のような遊びの場所があります。

遊びの場所		日時	内容	実施主体
豊川北小校区 子育てサロン	豊川北小コミセン 「鐘の鳴る家」	第2月曜日 (1月休み) 10:00～11:30	・保健師による 身体計測・育児相談 ・ふれあいあそびなど	地区福祉会
子育てサークル 「あどばるーん」	東生涯学習センター 周辺公園	毎週木曜日 10:30～12:00	平成24年度活動休 止	地域の 子育てママ
子育てサークル 「となりのパンダ」	栗生第2住宅集会所	毎週金曜日 10:30～12:00	・季節行事 ・戸外遊び ・誕生会など	
子育てサークル 「となりのコパンダ」	栗生第2住宅集会所	毎週火曜日 10:30～12:00		

●出張説明会・育児相談会について

子育て支援センターでは、平成23年度から出張説明会・育児相談会として「出張子育てひろば」を実施しています。

内 容	主に支援センター未整備地域において、子育て支援センターをご存じないかたへの説明や育児相談を行っています。 10:00～12:00 まで多種の玩具を用意し、親子で遊べる場として環境設定しています。
実施実績	平成23年8月から市内各地域で行っています。 第一中学校区 2回、第二中学校区 1回、第三中学校区 5回 第四中学校区 5回、第五中学校区 4回、第六中学校区 4回 彩都の丘中学校区 3回、止々呂美中学校区 4回
今後の予定	平成24年度～25年度においても、「出張子育てひろば」を実施します。 広報紙および「箕面市おひさまネット」でお知らせします。

●「箕面市おひさまネット」について

箕面市では子育て支援情報を配信するためのサイト「箕面市おひさまネット」の運用を行っています。子育て支援センターの利用や催し、子育てサロンや子育てサークルに関する情報、その他のイベント情報などを随時更新しています。

リンク先 PCサイト URL: <http://minoh-ohisama.jp/>
携帯サイト URL: <http://minoh-ohisama.jp/m/>
(右のQRコードからもアクセスできます)



●メルマガ配信「おひさまメール」について

お持ちの携帯電話またはパソコンに、箕面市内の子育てお役立ち情報を配信します。

子育て支援センターの催しや保育所・幼稚園の園庭開放、イベント情報など年齢に応じた情報をお届けします。

下記のQRコードから、または ohisama@minoh-ohisama.jp へ空メールを送ってください。



(子ども部子ども家庭総合支援室子育て応援担当)

分野	3. 子育てについて
ご意見の要点	子育てに関する補助金などの支援を充実してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・公立幼稚園は2年保育、毎日弁当、親が送迎、補助金はないのに、私立幼稚園に補助が出るのは納得がいかない。
- ・子育てに携わる団体などへの補助金を出してほしい。
- ・ひとり親家庭への優遇措置が少ない。貧困層には生活しづらい市である。
- ・不妊治療助成を含む子育て施策を展開してほしい。

回答

●私立幼稚園の補助金について

平成23年度に私立幼稚園にかかる補助金制度を大きく改正し、私立幼稚園児保護者への補助金として「子育て応援幼稚園保護者補助金」を新設しました。この補助金は通園する幼稚園が一定条件以上の預かり保育を実施している場合に、所得に関わらず保護者へ補助金を一定額保証する仕組みになっています。

これは、私立幼稚園が実施する預かり保育サービス等を地域の社会的資源として活用することで、待機児解消につなげることを目的の一つとして実施しています。

またこの制度により、箕面市内では、公立幼稚園と私立幼稚園の保育料にかかる経済的負担はほぼ同じになっており、子育て世帯が、幼・保・公・民のそれぞれの要件や特色を照らし合わせて、多くの選択肢の中から選んで子育てができる環境を整備していきます。

公立幼稚園は、今後も在宅子育て支援や地域との交流、小中学校との連携などに力を入れて運営を行っていきますが、将来的な幼稚園・保育所の方向については、国の子ども・子育て新システムの提示を受け検討を図っていきます。

●子育てに携わる活動をする団体への補助について

平成22年度に、大阪府の交付金を活用して、「子育て団体支援事業」として、子育て支援の視点で非営利活動をする市民団体に対して、活動資金の助成を行いました。

これにより、既存団体の活動範囲は広がりましたが、新規に子育て支援活動を行う団体からの申請はありませんでした。

今後における新たな補助金等の助成の実施については未定です。

●ひとり親家庭への優遇措置について

ひとり親家庭を対象にした府の制度等に加えて、箕面市独自の制度として、学童保育料の減免や、保育所入所選考基準の調整加算、市営住宅の当選倍率の優遇などの措置を行っており、引き続き実施していきます。

●不妊治療助成を含む子育て施策について

不妊治療の助成については、大阪府が特定治療支援事業として制度化しており、対象条件に合致するご夫婦については、治療にかかる費用の一部について助成金が受けられます。

(子ども部幼児育成課)

(子ども部子ども家庭総合支援室子育て応援担当)

分野	4. 福祉について
ご意見の要点	高齢者への支援を充実してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・介護デイサービスは朝遅く夕早いため、フルタイムの仕事ができないので、保育所並みの時間で預かってほしい。
- ・介護保険ではできない高齢者の買い物、家事サービスなどを増やしてほしい。
- ・老人施設が少ない。

回答

●デイサービスの利用時間について

介護保険のデイサービスの事業所は、事業を開始するときに、人員基準・設備基準・運営基準など指定の届けをしています。制度上からサービス提供時間を6～8時間(平成24年度から7～9時間の単位が新設されます。)としている事業者が多いため、送迎時間を含めて、9時頃から18時頃がサービス提供時間になる事業所が多い状況です。デイサービスの利用時間の延長については、それぞれで対応が異なりますので、事業所にご相談ください。また、デイサービスだけでなく、ホームヘルプサービスとの組み合わせによるトータルの介護時間の延長などについても、担当のケアマネジャーに相談してください。

なお、デイサービス事業所は平成24年3月現在市内に31か所あり、年々増えている状況です。

●買い物、家事援助、庭の管理などについて

介護保険外のサービスについては、次のとおり社会福祉協議会や民間の事業者が家事援助などのサービスを提供しており、お問い合わせがあった場合には事業者の情報提供を随時行っています。

社会福祉協議会(有償)	ふれあいホームサービス	一般的な家事援助のほか、話し相手、入院・入所時の洗濯・買い物などを行う。
シルバー人材センター(有償)	家事援助	家事援助(掃除、洗濯、買い物、話し相手、病院付き添い、食事の支度など)
民間会社(有償)	家事援助	一般的家事援助など

●老人施設数について

箕面市内には、元気な高齢者が利用される施設として、「老人福祉センター松寿荘」「桜ヶ丘老人いこいの家」「萱野老人いこいの家」があり、「老人福祉センター松寿荘」については、平成25年度に移転し「多世代交流センター」としてオープンする予定です。

また、65歳以上のかたで経済上又は環境上の理由のため、在宅生活できないかたの施設として、「養護老人ホーム永寿園」があります

介護サービス施設及び通所サービスの整備状況は以下のとおりです。

・施設サービス

特別養護老人ホーム	5施設
介護老人保健施設	4施設
介護付き有料老人ホーム	5施設
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	7施設
軽費老人ホーム(ケアハウス)	2施設

・通所サービス

デイサービス	31施設
認知症対応型通所介護	4施設
小規模多機能居宅介護	3施設

介護保険外の施設について、サービス付き高齢者向き住宅など新しい住宅型の施設も増えてきており、一部の介護保険施設については平成24年度から平成26年度までの介護保険事業計画で増設を検討しています。

(健康福祉部高齢福祉課)

分野	4. 福祉について
ご意見の要点	障害者への支援を充実してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・作業所から自立支援法に移行しなければならず、生活できるのか不安だ。
- ・障害児の小学校入学後における訓練や相談の福祉サービスを継続してほしい。
- ・市立病院の早期訓練は作業療法士が1名しかおらず、訓練は月1回しか受けられない。
- ・若年で病気等によって障害者になっても施設がなく、介護サービスも充実していない。

回答

●障害者福祉作業所の障害者自立支援法に基づく事業所への移行について

障害者自立支援法に基づく新たな障害者就労の枠組みができたことから、大阪府が障害者福祉作業所に対する運営補助金制度を、平成23年度末をもって廃止決定したため、本市も、障害者自立支援法上の制度への移行支援策を講じた上で、運営補助金制度を廃止しました。

移行支援の内容は、移行事務に必要な人件費や施設基準を満たすための改修費、さらに、移行後安定運営するまでの一定の間、収支の激変を緩和するための補助を行うというものです。市内のほとんどの作業所等が、これらの制度を活用し、移行手続きを進めています。

新体系に移行する福祉作業所等においては、これらの補助金を活用することで制度の過渡期を乗り切り、工賃アップ、安定運営ができる経営体力をつけていただきたいと思います。

また、重度障害者の就業機会を確保するため、社会的雇用の制度化を国へ働きかけており、引き続き実現に向けたねばり強い取り組みを進めます。

●障害児の小学校入学後における訓練や相談の福祉サービスの継続について

「早期療育」で行っている「訓練」や「相談」の現状について、まず「訓練」は、箕面市立病院のリハビリテーションセンターで医師の指示のもと行っています。訓練を希望される対象者数が多く、年々新たに年少のお子さんが紹介されてきます。就学前から訓練を受けているお子さんは、状態によりますが、小学校1年生の間に終了します。ご希望があれば、頻度は減少しますが、経過フォロー（福祉）を行っていますので、担当の作業療法士にご相談ください。就学後は、作業療法士が学校等からの依頼による巡回相談を行うなど現場への支援をしていますので、担当教諭にご相談ください。

「相談」については、発達相談「ゆう」の臨床心理士が、就学前までの児童を対象にし、発達面のフォローや関係機関との連携を行っています。また、学校から巡回相談の依頼があれば、小学校1年生頃まで学校へ赴いて引き継ぎを行っています。なお、児童福祉法の改正を受けて、平成24年4月から、総合保健福祉センター分室（早期療育）が、18歳未満の障害児の通所サービスの相談・手続き等の窓口となりますので、通所に関する支援についてご相談いただけます。

就学後のお子さんは、民間設置の児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援（放課後教室）等をご利用いただくこととなります。

なお、教育センターにおいても、障害のある幼児・児童・生徒の就園・就学、家庭・学校生活について、保護者からのご相談を受けています。

また、市内には、障害特性に応じた4か所の相談支援事業所があり、障害に関する様々な相談を受けています。更に、児童福祉法の改正により、児童に特化した「児童相談支援事業所」制度が創設され、現在、市内の複数の事業所が現在指定を受けるため準備中です。

障害児の通所サービスを除く障害福祉サービスのご相談については、年齢にかかわらず、総合保健福祉センター（みのおライフプラザ）総合相談窓口をご利用いただけます。ご相談の内容に応じて、必要な福祉サービスのご案内をします。

●市立病院の早期訓練について

平成23年3月に作業療法士が1名退職したことに伴い、その補充の正規職員やパートタイマーの募集を行いました。しかし、応募者がなかったため、平成23年度は早期療育に作業療法士が1名しかいない人員体制となってしまいましたので、訓練の頻度を減らすことにより当該職員が全対象児を受け持ちました。

欠員の状態ではありましたが、訓練対象児童の保育所や幼稚園、学校等の依頼があったとき、作業療法士の立場から支援方法について助言を行う「巡回相談」は、平成23年度も実施しています。

平成24年度から作業療法士2名体制となりましたので、人員的な問題は一定解消しました。なお、訓練頻度は、年齢や状態に応じて医師の診察により決定されます。

●若年障害者への障害福祉サービスについて

若年で病気等によって障害をもたれたかたということですが、お一人おひとりの状況によって、必要とされるサービスは異なります。

障害者手帳をお持ちのかたを対象とした障害福祉サービス、難病のかたのための福祉サービス、小児慢性特定疾患のかたのための福祉サービス、介護保険対象のかたのための介護福祉サービス等があります。総合保健福祉センター（みのおライフプラザ）総合相談窓口でご相談いただければ、そのかたに応じた福祉サービスをご紹介します。

(健康福祉部障害福祉課)
(健康福祉部障害者自立支援担当)
(子ども部幼児育成課)

分野	4. 福祉について
ご意見の要点	生活保護制度を適正に運用してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・生活保護、母子手当は嘘や誤魔化しもあるので、踏み込んだ調査の上で援助すべきである。
- ・生活保護手当は期限を設け、受給者はボランティア活動をしてほしい。

回答

●制度の理念

生活保護は、日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき制定された生活保護法により、国が暮らしに困っている人に対して最低限度の生活を保障するための「必要な給付」を行うとともに、自分の力で生活していけるように「援助」することを目的とした制度です。

ただし、生活保護は、その前提条件として、資産、能力、その他利用し得るあらゆるものを活用し、さらに親子などの扶養、他の法律による給付を優先して活用することなど、暮らしに困っている人が自分自身でいろいろな努力をして、それでも生活ができない場合に限って、はじめて行われます。

●制度の概要

生活保護は法による制度であるため、全国どの地域であっても統一的に運用される必要があります。このため、国によって給付基準、調査方法、審査方法、保護受給者の義務など、すべての取り扱いについて項目ごとに細かく規定されています。

生活保護は世帯を単位として、その居住区域を管轄する福祉事務所に対して保護申請することにより行われます。申請者は、世帯全体の収入状況、資産状況、生活状況を申告するとともに必要な資料を提出します。福祉事務所は、その申告内容に相違がないか調査を行い、国の定める基準に従って、その世帯にどの程度の保護が必要かを決定します。

被保護者は、能力に応じて勤労に励み、生活の維持向上に努めるとともに、生活状況、収入状況、資産状況などに変更があったときは、福祉事務所に届け出る義務があります。

福祉事務所は、被保護者の自立に向けた援助を行うとともに、届け出義務の遵守など、保護の適正実施に必要なときは、被保護者に対して指示指導を行います。また、関係先調査を含め、定期的に調査を実施することにより、被保護者の生活状況を把握し、不正受給の防止に努めています。

●制度の現状と課題

現在の生活保護は、昭和25年の法施行以降、これまで大きな改正がありません。他の法律の改正や社会情勢の変遷に伴い、国の定める基準や指針など、運用基準が部分的に変更されることはありましたが、根幹部分については改正されないまま今日に至っています。

今般、長引く不況やそれに伴う失業率の増加などを要因として、生活保護受給世帯数が全国的に増加しています。これは北摂近隣市や箕面市においても例外ではありません。

そのような中、全国各地で独居老人の孤独死や生活困窮が原因と見られる遺体が死後相当期間経過後に発見されるという痛ましい事件が起こるなど、福祉的支援が必要とされるかが見落とされるという現実が存在します。

また、その一方で、囲い屋などに代表される、いわゆる「貧困ビジネス」が横行したり、保護費の不正受給を目的とした「虚偽申請」が増加したりするなど、モラルの低下や正義感の欠如を感じさせる現象も起きています。

次に、自治体財政という観点から見ると、保護費の支出が地方自治体の財政を大きく圧迫しています。一部例外を除き、保護費の負担割合は、自治体が 1/4、国が 3/4 と決められており、配置職員の人件費については、ほぼ全額が自治体の負担となっています。

国の制度でありながら、自治体が保護費の一部と職員の人件費を負担することになっているため、保護受給者を多く抱える大阪市など、特定の自治体に偏った負担が生じています。

●制度の見直し

現行制度は 60 年以上も大きな法改正をすることなく、国が基準や指針を毎年見直すという方法により社会情勢などの変化に対応してきました。

しかし、家族関係や地域コミュニティの希薄化、貧困ビジネスの横行、モラルハザード、一部自治体の突出した財政負担など、多くの課題を抱える今日に至っては、それらを解決するための抜本的な法改正が望まれています。

自治体は、これまで市長会などあらゆる手段を通じて、国に対し抜本的な制度改正を求めてきました。現在は、国と地方の直接協議が行われるようになり、生活保護制度の抜本的な制度改正に向けた議論が重ねられています。平成 24 年度秋を目途に、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しを総合的に取り組むための生活支援戦略を国が策定する予定です。

●現在の対応

1 点目のご意見「調査の強化」については、福祉事務所に与えられた調査権の範囲で被保護者の生活状況、収入状況、資産状況を把握するとともに、届け出義務の遵守など、保護の適正実施に必要なときは、被保護者に対して指示指導を行い、不正受給の防止に努めています。

2 点目のご意見「有期保護」、「受給者のボランティア活動」については、現行制度で対応することができません。有期保護は制度的に不可能であり、ボランティア活動は受給者の主体性に委ねられています。現行制度において働ける人は、ボランティア活動よりも「働くこと」や「働くための求職活動」を行うことが優先されると決められているので、本市では就労支援相談員を配置し、就労支援に力を入れています。

(健康福祉部生活福祉課)

分野	5. 環境・みどり・河川について
ご意見の要点	たばこのポイ捨て防止を徹底してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・たばこのポイ捨て、煙害による迷惑について、広報や条例で徹底してほしい。

回答

●現在の制度・実施内容の概要

路上喫煙や環境美化について市民意識の向上を図りつつ関係者が協働して課題解決できる仕組みづくりを行うため、路上喫煙禁止条例やまちの美化推進条例を次のように制定し、その内容について広報等を通じて市民等へ周知を図っています。

(1) 箕面市路上喫煙禁止条例の概要（平成23年4月1日施行）

1. 目的

路上喫煙を防止することにより、市民等の安全及び健康的な生活を確保する。

2. 市・市民・事業者などの責務

主体	条例における責務
市	安全で健康的な生活を確保するため、路上喫煙の禁止に必要な施策を実施する。
市民等	市が実施する施策に協力するように努める。 道路等において喫煙により他人に被害又は迷惑を与えることのないようにする。
事業者	市が実施する施策に協力するよう努める。

3. 規制等のしくみ

- ・路上喫煙禁止地区の範囲（平成23年4月1日告示）

①箕面駅の駅前広場

②滝道～大阪府営箕面公園の全域

③箕面大滝から大日駐車場に至るまでの歩道

※自然豊かで箕面のシンボルとなる場所で、歩行者の往来の多い道路、公園等として、駅から大滝、大日駐車場から大滝への人の流れを考慮し、指定しています。

- ・違反行為への罰則

路上喫煙禁止地区での路上喫煙に対し、指導に従わず、なお、路上喫煙を行う者は、1,000円の過料に処する。（指導及び過料は市職員に現場の権限を委任。）

(2) 箕面市まちの美化を推進する条例の概要（平成22年10月1日施行）

1. 目的

ごみの散乱や落書き行為の防止について、市、市民等、事業者及び土地所有者等の協働によるまちの美化を推進し、市民の生活環境の向上に資することを目的としています。

2. 規制等のしくみ

たばこや空きかん等のポイ捨て、犬のふんの放置、落書き行為などを行った違反者が違反行為を停止せず、本条例に基づく指導等に従わない場合は、罰則として1万円以下の過料に処します。（指導及び過料は市職員に現場の権限を委任）

●市民等への周知

条例や路上喫煙禁止地区の周知については、おもに広報紙やホームページ等で行っています。特に、路上喫煙禁止地区においては、案内看板や路面標示の施工及び路上喫煙禁止パトロールを行い市民や観光客へのPRに努めるとともに、地元関係団体にも事前説明を実施しました。

●これからの取り組みなど

今後も、条例や施策内容を市民等に十分に浸透させるため、引き続き、次の対策に取り組んでいきます。

- ・ 広報紙等による周知
もみじだより、市ホームページ及び各種関連イベント等において、禁止行為や禁止地区について丁寧な啓発に努めていきます。
- ・ 観光施策等との連携
市の観光施策と十分な連携のもとに、観光パンフレットへの啓発記事の掲載や観光シーズン中の観光イベント等において、観光客を中心に十分な啓発を図ります。
- ・ 路上喫煙禁止地区の重点パトロールの実施
観光シーズン等において、市の指導員により路上喫煙禁止地区内での違反行為について重点パトロールを実施します。

(市民部環境政策課)

分野	5. 環境・みどり・河川について
ご意見の要点	街中のみどりを適切に管理、保全してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・緑の多い落ち着いた環境や、近所のかたがたの温かい人柄などを次世代まで残していきたい。
- ・粟生間谷で住居の西側は森で緑が多く健康的に住みよい町なので、この環境を維持してほしい。
- ・緑の管理は他市に比べて劣っている。
- ・植樹は環境上・防犯上、道路交通の安全面でほどほどにすべきだ。
- ・緑を推進している町として街路樹の過ぎたる剪定は止めた方がよい。
- ・森町中の緑道脇の市有地の草取り等のメンテナンスは住民が手伝っているが、樹木のメンテナンスは行政がしてほしい。

回答

●街中のみどりについて

本市では、緑の多い落ち着いた環境を増やし、近所のかたがたの温かいコミュニティづくりのきっかけとなるよう、平成22年度から「まちなかのみどり支援事業」を開始し、敷き際をお花で飾る3軒以上のグループ助成、みどりの取り組みへの助成、花壇などの新設助成を行い、市街地の「民」のみどりを守り育て広げる活動を支援しています。

また、まちなかにある由緒ある樹木や樹林については、所有者の同意を得て、「保護樹木」「保護樹林」として指定し、所有者と協力して樹木の枯死の防止などの保全に努めています。平成23年4月現在で、「保護樹木」は60本、「保護樹林」は13か所が指定されています。

●自然緑地について

近くに森があり、みどりが多く健康的に住みよい環境を維持するため、まちなかから見える山のみどりを所有者の同意を得て、「自然緑地」として指定しています。平成23年4月現在で、対象となる1,838,337㎡のうち、45.8%にあたる841,171㎡が指定されています。

この「自然緑地」をはじめとする山麓部の自然環境を守る取り組みとして、所有者と市民ボランティアや自然保護団体など多様な人と組織をつなぐ「NPO法人みのお山麓保全委員会」と、これら市民の取り組みを資金面で支える公益信託「みのお山麓保全ファンド」を平成16年に設立しました。それ以来、市民主体の山麓保全の取り組みが推進されています。

●街路樹について

街路樹は道路交通により発生する環境負荷への低減効果や景観・四季の彩りなど歩行空間の快適性の向上を目的に整備しています。

樹木は樹種や生育状況などにより、きめ細やかで適正な維持・管理が必要なことから、造園業者による委託管理を毎年実施しており、年間を通じて灌水、施肥、剪定などの維持・管理と併せ、効果的に、まちのみどりを維持管理するための取り組みとして、市民参加・協働による「市民による道路管理事業（道路等花壇管理制度）」を実施しており、植栽後における樹木管理の省力化、効率化を図っています。

また、樹木の生育に伴い道路交通の安全面や防犯上に支障となる樹木については、適時、剪定、伐採を行っており、今後も市民の皆さまのご要望等を踏まえ、適正な維持・管理に努めます。

なお、箕面森町の樹木管理については、大阪府との協議により平成27年度末まで大阪府が管理していますが、平成27年度以降は市の管理となりますので、市民の皆さまのご協力による「市民による道路管理事業（道路等花壇管理制度）」を実施する予定です。

●公園のみどりについて

公園の樹木剪定については、主に秋に、おおよそ2～3年に1回のペースで地域自治会などと相談しながら行っています。なお、2～3年に1回のペースであることから、太い枝から剪定をしています。特に落葉時は、可能な限り快適に公園を利用できるよう実施時期を工夫していきます。

公園の除草については、時期を見ながら年に1～2回、主に地域団体による維持管理活動をされていない公園を対象に行っています。なお、除草の回数も年に1～2回と限られていることから、可能な限り快適に利用できるよう実施時期を工夫していきます。

公園内の植樹については、防犯上の観点からなるべくしないようにしていますが、地域自治会等からの要望があれば、協議、検討のうえ実施しています。

公園のみどりの管理については、みどりの密度、樹木の剪定など一定の基準、計画を作成する必要があると考えています。また、自主管理活動など、地域の皆さまが除草を含めた維持管理に参画してもらえそうな仕組みをさらに広げていきます。

(みどりまちづくり部農とみどり政策課)
(みどりまちづくり部道路維持・土木施設担当)
(みどりまちづくり部公園課)

分野	5. 環境・みどり・河川について
ご意見の要点	安全で親しみが持てる河川・ため池の管理をしてほしい

【主な自由意見の内容】

- ・芦原公園では釣り糸でハトの足がちぎれたりして悲惨な状況なので、取り締まってほしい。
- ・池で釣りをしている人がいるのでやめさせてほしい。
- ・市立病院前の布ヶ池を人工的なため池ではなく自然の状態に戻してほしい。
- ・ため池をきれいにしてほしい。

回答

●河川の管理について

市内には、多くの河川が流れていますが、大阪府が管理している河川、本市が管理している河川があります。

管理者	河川
大阪府	箕面川、石澄川、千里川、箕面鍋田川、芋川、郷之久保川、箕川、勝尾寺川、裏川、川合裏川 他
箕面市	才ヶ原川、中筋川、荒内谷川、普通河川（上箕川、小川、鍋田川、中谷川、奥山川 他）

本市が管理している河川については、業者に委託し、除草等を実施していますが、市民からの要望等が多い状況から、職員による除草、不法投棄物の回収も実施しています。また、大阪府においても、管理している河川の除草等を実施しています。

現在、市内を流れる河川のうち箕面川、千里川、箕川、勝尾寺川、郷之久保川では、9つのボランティア団体が清掃活動をされています。これらの河川は、いずれも大阪府が管理している河川ですが、清掃用品の支給、保険の加入は大阪府が行い、本市は、ごみ袋の支給、ごみの回収を行い、大阪府と協力して対応しています。

今後も市民のモラルの向上を図り、また、市民活動の支援を通じて、ごみのない住みよいまちづくりを市民の皆さまと進めていきたいと考えています。

●ため池の管理について

市内には、多くのため池がありますが、すべて地元水利組合で管理しています。

芦原公園の釣りに関しては、看板等を設置し、釣り人のマナー啓発に努めていきます。その他のため池については、地元水利組合を通じて、魚釣り禁止の取り組みを進めていきます。

布ヶ池については、農業用水として利用されていないため、地元水利組合がため池の安全管理を図るため、貯水していません。

ため池の水質浄化については、流入する流域が限定されるため、市街化の進展に伴い水質が低下する傾向にあります。そのため、曝気（ばっき）ポンプ等を設置して水質向上に努めています。

（みどりまちづくり部公園課）

分野	6. 公園について
ご意見の要点	公園を充実させて、整備、管理を行き届かせてほしい

【主な自由意見の内容】

- ・公園の遊具・施設の整備が行き届いていない。(古い、少ない、ごみやペットの排泄物)
- ・公園にベンチや、屋根のある涼めるスペースがない。
- ・公園が少ない。
- ・スポーツやバーベキューができる大きな公園がほしい。

回答

●公園の遊具・施設の整備について

公園遊具の設置、修繕は、緊急性の高いものから随時行っており、修理不能なものについては撤去しています。また、各公園には整備時に計画的にベンチ、あずまや等を設置しています。これらの新設、修繕は地域自治会等の要望を受け、協議、検討の上、順次予算化しています。

市内の公園は整備後20～30年経過したものが多く、施設の老朽化が問題となっています。公園開設時に比べ少子高齢化といった社会情勢の変化により状況が変わってきていることから、地域の状況等に応じた整備が必要になっています。

地域の特性等に適した公園整備を行うため、地域の状況を把握するとともに、満足度の高い公園の整備・維持をするため、地域の協力を得ながら取り組んでいきます。

●ごみやペットの排泄物について

看板により飼い主に持ち帰るようマナー向上を呼びかけています。今後とも、利用者のマナーアップに関し、更に効果的な方法等を考えていきます。

●公園の数について

都市計画法および箕面市まちづくり推進条例に基づき、大規模な開発においては、公園を設置するよう義務付けています。

現在、市内には止々呂渕公園などの近隣公園(11か所)、瀬川西公園など街区公園(58か所)、今宮児童遊園などの児童遊園(15か所)の公園等があります。

都市計画法に基づいて、概ね250メートルに公園が設置されるように計画的に取り組んでいきます。

●スポーツやバーベキューができる大きな公園について

大きな公園(近隣公園)は、都市計画法に基づいて計画的に設置しています。スポーツができる公園としては、箕面西公園があり、野球場、テニスコートを併設しています。一方、バーベキューができる公園は、条例で市内全ての公園で火気の使用を禁止しているため、設置していません。

(みどりまちづくり部公園課)

分野	7. ペット・動物について
ご意見の要点	ペット・動物による被害対策をしてほしい

【主な自由意見の内容】

- ・カラス対策を徹底してほしい。
- ・ペットの糞害対策としては啓発活動のほか、罰則も検討してほしい。
- ・ネコ等への給餌による被害対策を充実してほしい。
- ・野良猫の保護や避妊・去勢手術に補助制度がないのだろうか。

回答

●カラスによる被害対策について

平成19年度にカラスによる生活環境被害が著しい地域で、ごみネットの貸出や適正なごみ出し方法の啓発を行い、個体数の削減を図るためカラスの捕獲及び巣の撤去を実施しました。

平成21年5月に「動物対策チーム」を立ち上げ、早朝4時から夜8時までの間、カラスの生息状況や活動状況等を調査し、それらの調査結果を踏まえ、ねぐらからの追い払い等を含めた様々なカラス対策を実施しました。

平成23年7月に「カラスによる被害の防止および生活環境を守る条例」を施行し、カラスへの餌やりを禁止するなどカラス対策を強化しました。

現在は、カラス被害の顕著な地域ではカラスの追い払いを継続するとともに、地元自治会や商店会、PTAとカラス被害の解決に向けて協議しています。

カラス被害の防止には個体数の削減が効果的であることから、カラスの捕獲及び巣の撤去を今後も継続して実施するとともに、カラス被害を未然に防止するために市民への適正なごみ出し方法の啓発を行っていきます。また、カラス被害の顕著な地域においては、引き続き地元住民と効果的なカラス対策を検討していきます。

●ペットの糞害対策について

市広報紙やホームページ、啓発看板、イエローカード、パンフレットを活用し、飼い主の責任やモラルの向上を図る取り組みを行ってきました。

平成22年10月から犬の糞を放置した場合に罰則を科す「箕面市まちの美化を推進する条例」を施行しました。

現在では、市民団体と協定を結んで地域の安全安心、環境美化に取り組んでいます。

今後とも、啓発看板やイエローカードの活用や、市民団体と協力して飼い主のマナー向上を図る取り組みを継続して実施していきます。

●ネコ等への給餌による被害対策について

飼いネコについては室内飼いを勧めてきました。野良ネコについては餌をやらないよう啓発看板を設置してきました。今後ともこれらの取り組みで対応していきます。

●野良ネコの不妊・去勢手術に関する補助制度について

平成22年度に他市の実施状況を調査し、助成の実現に向け検討してきました。その結果、平成23年7月から箕面市獣医師会の協力を得て、野良ネコの不妊・去勢手術を受けさせる活動に対して手術費の一部を助成する制度を開始しました。今後も箕面市獣医師会各病院に案内を掲示し、市広報紙やホームページで制度のPRに努めていきます。

(みどりまちづくり部動物担当)

分野	8. ごみについて
ご意見の要点	ごみ排出にかかる費用を安くしてほしい

【主な自由意見の内容】

- ・ごみ袋やシールの値段が高すぎる。
- ・ごみ袋は無料にしてほしい。
- ・大型ごみ、不燃ごみの料金が低い。
- ・年に数回、不燃ごみの袋を無料で配布してほしい。

回答

●ごみ排出に伴う費用負担について

有料分の値段が高いというご意見について、毎年ごみ処理には多額の税金を投入し、焼却等を行っています。ごみを減らすことで処理経費を減らす、つまり皆様の税金を大切にに使わせていただくための制度でもあります。

燃えるごみ袋については、原則無料であり、各家庭の平均排出量を基準にして世帯に見合った枚数を配布していますので、無料配布分で収まるようごみの減量をしていただければ負担はありません。ごみを出さないようにしようという気持ちをもってくださいに主眼があります。

もし、ごみの無料化を実現した場合は、経済的インセンティブの低下を招き、ごみの量が増加する可能性が高いほか、減量のために努力していただいている世帯においてはメリットがなく、逆に市税投入の負担が増えるという不公平性を高めることとなる課題があります。

大型ごみ・燃えないごみは、個人のライフスタイルや購買・消費傾向によって、排出量が大きく異なります。したがって、ごみ減量を促進できる効果が高いと見込まれる、完全有料化を実施しました。また、大型ごみ及び燃えないごみについては、各家庭が毎回出すごみではなく、大型ごみの1世帯あたりの年間平均排出は1点、燃えないごみは20リットル専用袋で4枚程度であることから、処理料金の一部をご負担いただいています。

以上、趣旨をご理解いただき、今後とも本市ごみ行政にご協力を賜りますようお願いいたします。

(市民部環境整備課)

分野	8. ごみについて
ご意見の要点	ごみの分別をわかりやすく簡単にしてほしい

【主な自由意見の内容】

- ・ごみの分別、出し方が判りにくいので改善してほしい。
- ・ごみの分別は種類が多く不便である。

回答

●ごみの分別について

ごみの区分は、効率よく廃棄物を運搬、処分するためのものであり、本市では、ごみの区分を「燃える」「燃えない」「大型」「資源物」「有害」で区別しています。よく他市で実施されているごみの品目に応じた細かな分別ではなく、大きく分けて単純に5種類です。

資源の循環的利用と、限りある天然資源の消費を抑制し、埋め立て処分を減らすなど、環境への負荷をできるかぎり軽減させるため、廃棄物の種類や質に応じ分別することは重要なことです。

以上をご理解いただき、今後とも本市ごみ行政にご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。なお、ごみの分別について[ホームページ](#)で分かりやすく解説していますので、ご参考にしてください。

・燃えるごみとは

燃える素材でできたもので、市指定「燃えるごみ専用袋」に入るものです。

・燃えないごみとは

専用袋に入る大きさで、金属・ガラス・陶器いずれかが含まれるものです。（容器として使用されていた空きかん、空きびん、乳白色以外のびん、水銀を使用している乾電池、蛍光灯などは除く。）

・大型ごみとは

市指定の専用袋（燃えるごみ・燃えないごみの専用袋）に入らないものです。

・資源物とは

飲料用の空きかん、空きびんなどです。

・有害ごみとは

水銀を使用している乾電池、蛍光灯などです。

（市民部環境整備課）
（市民部資源循環担当）

分野	8. ごみについて
ご意見の要点	ごみを戸別収集してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・小型回収車廃止で収集場所も遠くなり、ごみの始末も当番制で負担が増加しているの、今までどおり小型車で全戸回ってほしい。
- ・古新聞などは地域の集団回収場所まで運ぶのが重いので回収しに来てほしい。

回答

●ごみの収集方式について

本市では、ごみステーション収集方式と戸別収集方式の2通りがあります。ごみステーションは、ごみ捨て場ではなく、決められた人が決められた日に決められた物を、ルールに従って置く場所ですが、ごみステーションの環境美化やごみ当番などステーションの管理については、自治会をはじめ市民の皆さまに大変ご協力いただいていると認識しています。

ステーション収集方法にしますと、作業効率が向上し、収集時間の遅れが少なくなり、経費の削減にもつながります。また、他の車両への交通妨害や道路幅が狭い地域での接触事故などが生ずる可能性を軽減できます。

戸別収集方式は、ステーション設置場所に関するトラブルの減少、分別や排出マナーの向上、高齢者などの排出にかかる負担の軽減といったメリットはあるものの、ステーション収集方式と比較し総合的に判断して、本市をはじめ多くの自治体ではステーション収集方式を採用しています。

●古新聞等の回収について

経費が抑えられるため、本市の集団回収制度は、市に登録している古紙回収業者が新聞等を直接回収する方法をとっています。

また、自治会、こども会に集団回収のお手伝いをさせていただいており、活動や運営、地域の活性化に役立っていただくための報償金をお支払いしています。

本市のごみ収集では、新聞、段ボールなどを通常のごみとして回収することもできますが、再生資源として市が回収する場合には、古紙等だけを品目に応じて別途回収しなければならないため、収集体制の拡大により車両、人員にかかる経費が莫大になり、この報償金制度を維持することが難しくなってしまいます。焼えるごみの減量と資源化、地域団体の活性化のため、集団回収場所まで各自で運んでいただくことをお願いしています。

(市民部環境整備課)
(市民部資源循環担当)

分野	9. 防犯・防災について
ご意見の要点	防犯対策を充実してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・警察は自転車の見回りだけでなく、暴走バイクや子ども達の様子を見て不審な状況があれば注意すべきである。
- ・夜中の悲鳴、空き巣など治安が悪い。
- ・治安もよく、安心して住める街である。

回答

●活動の現状

安全なまちづくりに向け、府域全体で取り組むべき基本事項を盛り込んだ大阪府安全なまちづくり推進条例に基づいて、

- ・市民の防犯意識の向上
 - ・防犯パトロールなど各種防犯活動の実施
 - ・防犯に関するコミュニティ活動への支援
- 等の取り組みを継続的に実施してきました。

具体的な取組内容としては、市内各地域から選出された防犯委員や箕面警察署などで構成する箕面市防犯委員会と連携しながら、

- ・地域安全運動パトロール
 - ・市民安全メールの配信
 - ・地域安全センターの設置
 - ・防犯カメラの設置
 - ・青色パトロールの実施
- 等の事業推進を行っています。

●今後の考え方

今後も、箕面市防犯委員会や地域と連携して事業を継続することで、安全で安心なまちづくりを進めていきます。

(総務部市民安全政策課)

分野	9. 防犯・防災について
ご意見の要点	防災対策を充実してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・市・警察・消防等が地域自治会と一緒に非常時の訓練を数年おきに実施するべきである。
- ・震災時等に連絡指示等が各個人に即時に伝わる体制の確立が必要である。
- ・緊急速報の充実が必要である。現在のスピーカー放送では聞き取りにくい。
- ・震災時対策をイメージして、避難場所や薬・食料・日用品等の備蓄、簡易トイレ等について普段から考えてほしい。

回答

●防災改革に取り組んでいます

平成23年3月11日に東日本大震災が発生しました。この地震は、東北から関東にかけて広い範囲に甚大な被害をもたらし、半年以上が経過した今でも、復旧・復興にはほど遠い状況です。

阪神・淡路大震災から17年、市民の防災意識も徐々に薄れつつあることに危機感を持っていたこの時期に、東日本大震災の状況を目の当たりにし、もし、同じように、近畿地方全体に被害をもたらすような大災害が発生したら、現在の箕面市の防災体制で十分な対応ができるのか、改めて振り返る大きなきっかけになりました。

●改めて市の体制を振り返ると

阪神・淡路大震災の当日、神戸市では、職員の4割しか出務することができませんでした。これを箕面市に当てはめると、震災当日に出務できるのは、わずか600人弱（市立病院の医療職も含めて）です。これでは、13万人の市民の安全を確保し、避難を支援し、さらには物資の調達から避難所の運営までをやりきることは、とても不可能です。

●市民の皆さんにお願いしたいこと

行政だけでは不可能でも、行政と市民一人ひとりが力を合わせて災害に対処することで、「災害に強い箕面」を実現することができます。

そのため箕面市では、行政を中心とした防災体制を見直し、行政と市民が一体となった防災体制を構築します。

まずは、行政にしかできないことは、行政が率先しておこなっていきます。そして、市民の皆さん一人一人は、「自分の身は自分で守る」という意識を持って災害に備え、近所の皆さんと協力し合いながら防災活動に取り組むことを、ぜひともお願いします。

まずは、

行政にしかできないことは、行政が率先して行っています

そして、市民の皆さん一人一人は、

「自分の身は自分で守る」という意識を持って災害に備え、

近所の皆さんと協力し合いながら防災活動に取り組む

ことを、ぜひともお願いします。

●現在の市の取り組み

現在、市では、避難所（市内の小学校。萱野北小校区では第二中学校）の防災機能の強化を進めています。

飲料水、食料はもとより、紙おむつや簡易トイレなど、避難所生活において必要になる生活用品、簡易トイレや発電機などの備蓄を増強するほか、十分な飲料水を確保するために全小・中学校の貯水槽の耐震化工事にも着手しています。

●地区防災委員会の立ち上げに向けて

一方、たとえ行政機能が壊滅的な状況になっても、地域住民で地域を守ることができるよう、小学校区ごとの「地区防災委員会」の設立に向けて、地域のみなさんにご説明に回っています。

地区防災委員会は、校区の全住民と、校区で活動されるすべての団体、そしてその校区専属の市職員、すべての学校職員などが参加する地域組織で、大規模災害時には、避難所の運営や、地域住民の安否確認などを行っていただくものです。平常時には、地域での防災訓練などを行っていただきます。

●自治会などでの安否確認をお願いします

大規模災害が起きた直後には、“向こう三軒両隣”で声を掛け合ってお互いの無事を確認し、自治会などで安否情報を取りまとめて、地区防災委員会（避難所）に報告してください。すぐに安否確認を行うことで、救助が必要な人をすぐに見つけ、協力して助けることができます。地区防災委員会に報告が届かない地域は、被害がひどいと想定して、応援を出すこともできます。

●地域における情報・物資等は、すべて地区防災委員会に集まります

電気や通信機器などが使えない状況になったときは、市の災害対策本部からの情報や物資がすべて、地区防災委員会（避難所）に集まります。そこから自治会などを通して、情報提供や救援物資の配布を行う予定です。

●各ご家庭では、こんな備えをしてください

（１）「３日間持ちこたえる、家庭の備蓄」

・飲料水

飲料水は、ひとり 1 日 3 リットル必要です。3 リットル×3 日分×家族の人数分を備蓄してください。

・食料品

調理しなくても食べられる食料品（レトルト食品、缶詰など）を 3 日分備蓄してください。防災用の特別なものでなく、ふだんから飲食しているものでかまいません。日持ちのするものを多目に買い置き、古いものから消費して、使ったらすぐ買い足しておきましょう。（賞味期限にご注意ください。）

・その他

電気や水道が止まった状況をイメージして、乾電池、懐中電灯や電池式ランタン、ラジオ、インバーター（車のシガーソケットから電源を取って家庭用電化製品が使える機器）、非常用トイレ（凝固剤入りのビニール袋を家庭の洋式トイレにかぶせて使うものなど）などを置いておきましょう。

（２）家屋の耐震化・家具の転倒防止

家を地震に耐えられる状態にしておくことは、命を守るだけでなく、家が無事なら避難しなくてもすみますし、復旧後の生活再建もだんぜん楽になります。

木造家屋の耐震化には、耐震診断から工事まで市から補助金が出ますので、ぜひご相談ください。大型家具や家電も、地震時には凶器になりますので、専用の金具で壁に固定するなど、転倒防止をしてください。

(3) 情報から孤立しないために

- ・タッキー816みのおエフエムを聴いてください

箕面市の防災情報は、コミュニティ放送タッキー816みのおエフエム（FM81.6MHz）で、リアルタイムに放送されます。

防災行政無線の大型スピーカーからの放送は、風雨の音でかき消されたり、室内で聞き取りにくい場合がありますが、同じ内容をタッキー816みのおエフエムから放送していますので、サイレンが鳴ったらすぐにラジオを聴いてください。

- ・市民安全メールに登録してください

箕面市では、登録いただいたメールアドレスに、市の安全・安心に関わる情報を配信しています。災害時には、避難に関する情報などもリアルタイムで配信しますので、ふだんから登録をお願いします。

登録はこちらから

箕面市ホームページからアクセス
する場合は、トップページ左上の
バナーから

安心・安全情報
市民安全メールはこちら！

バーコード読取できる携帯電話の
場合は



← カメラで読み取って
ください

(4) 自治会に入っていないと、災害時のセーフティネットから外れてしまいます
いざというとき助けてくれるのは、近所のかたがたしかいません。ふだんから「顔の見える関係」
を作っておいていただくことが、いざというときのセーフティネットになります。

本市では、大規模災害後の安否確認を自治会単位で行います。また、ライフラインや物流が途
絶えている間、救援物資の配布なども、優先的に自治会を通して行います。まだ入っていないか
たは、今すぐにでも、市役所の「[自治会係](#)」に電話してください。

(総務部市民安全政策課)

分野	10. 人権・国際化・交流について
ご意見の要点	人権を尊重したまちづくりを推進してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・ 昨年の市民意識調査の人権の結果を見て、市として取り組むべきことがたくさんあるように感じた。

回答

●これまでの経過

本市では平成11年（1999年）に「箕面市人権施策基本方針」、平成17年（2005年）には「にんげんの街みのおを育てるために～箕面市人権のまち推進基本方針～」をそれぞれ策定し、人権行政の確立に向けて方向性と具体的な課題を設定してきました。

また、平成15年（2003年）には「箕面市人権のまち条例」を制定し、「箕面市人権施策審議会」の設置を規定し、この審議会から平成23年（2011年）にいただいた答申に基づき、今後の箕面市人権施策の推進に関する「箕面市人権のまち推進基本方針」を策定しました。この基本方針は、先の基本方針を基本的に踏襲し、重点課題など必要部分を追加して増補改訂したものです。（なお、基本方針の全文は[ホームページ](#)に掲載しています。）

●現在の取り組み

本市では、現在、人権を尊重した業務遂行、人権教育（学習）・啓発の推進、人権相談体制の充実及び窓口体制の見直しを重点課題とし、人権行政の推進に取り組んでいます。

市内に2箇所ある市立人権文化センターでは、あらゆる市民が安心して暮らすことのできる地域づくりのために、総合生活相談事業、人権啓発推進事業、市民交流・地域交流事業などを実施し、相談などから見える社会課題や市民ニーズに合った啓発・交流事業を展開しています。

また、人権啓発推進協議会の実施事業や、人権フォーラムなどの市民主体の活動支援を行っています。

●これからの課題・取り組みなど

平成21年（2009年）「箕面市民の人権に関するアンケート調査」の結果の報告では、人権をふだん「非常に大切なことだと認識している」と答えた人の割合が51%となっています。このように日常生活で人権を意識することがあまりなく、権利とは何かが明確にとらえきれないため、その認識が不十分となり、意識調査の結果として現れてきたと考えられます。また、差別意識について大きな変化は見られず、未だ部落差別などは残っています。誰もが平等で幸せに生活でき、お互いを尊重し、力を合わせて思いやりのところを大切にする社会を築くことができるよう、今後も取り組んでいきます。

◎箕面市民の人権に関するアンケート調査」を受けての今後の人権施策の課題

1. 人権全般

(1) 憲法理解と就労状況

- ① 憲法における幸福追求権についての周知を継続します。
- ② 経済情勢を受けての非正規雇用者の増加、契約打ち切りなどに対し、あきらめや「自己責任」という考え方があるので、勤労権・労働基本権などの知識の活用に関する教育・啓発、または救済につながる相談体制の整備を行います。

(2) 人権相談

- ・ 相談先として公的機関を選ぶ人はまだ少なく、我慢する人もいるため、公的機関ができる範囲を含めて周知・啓発を継続し、相談体制の整備を行います。

(3) 身元調査

- ・相手の（家族を含めた）職業や学歴・部落出身者であるか等の調査について、まだ賛成する人がいるものの、調査について賛成意見が目立つのは犯罪歴・国籍であり、外国人市民や刑を終えて出所した人の権利についても、教育・啓発を実施します。

2. 個別課題

(1) 部落差別

- ・部落出身者との結婚について平成 15 年度調査と比べてあまり変化はありませんが、今回新たに住宅を選ぶ際の忌避意識が明らかになりました。部落出身者との結婚を認めない、住む場所として避ける人が少ないとは言えず、継続して教育・啓発を行います。

(2) 外国人市民

- ・特に「保健・医療・防災など生活情報が入手しにくい」「就職や勤務先での不利な扱い」「日本語を学ぶ場がない」などが問題とされており、多言語による生活情報の提供や、就労相談に継続して取り組みます。

(3) 障害者市民

- ・特に「道路の段差やトイレなど外出先での不便」「働く場所が少ない、職場での不利な扱い」が問題とされており、バリアフリー対策や就労相談に引き続き取り組みます。

3. 人権施策

(1) 重点課題

- ・高齢者・障害者・子ども・ネット上の人権侵害などへのニーズが高く、教育・啓発や、これらをふまえた施策を実施します。

(2) 現状評価

- ・人権の取組みについては「わからない」との回答が半数以上でした。引き続き多様な人権学習プログラムの開発や充実に取り組みます。

4. その他

上記の課題だけでなく、ハンセン病回復者、H I V感染者、犯罪被害者とその家族、拉致問題、ホームレス、セクシュアルマイノリティなど、さまざまな人権課題について、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権教育および人権啓発に関する施策を実施していきます。

(人権文化部人権国際課)

分野	11. 教育について
ご意見の要点	教育環境を整備・充実してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・彩都に造った小中一貫校に何十億円もかけるより、既にある学校の整備等にお金を使うべきだ。
- ・小学校にもクーラーを設置してほしい。
- ・幼稚園～中学校のベランダにグリーンカーテンなどの暑さ対策をしてほしい。
- ・中学校にも給食を導入してほしい。

回答

●教育環境の整備・充実について

都市再生機構などによる新市街地の整備に伴い、学校施設を始めとするインフラ整備は市の責務と認識しています。

既存の学校施設についても、適切に整備充実を図ることも市の責務であることから、国・府の補助金等を活用しつつ、校舎・体育館の耐震補強（100%完了）、エレベータ設置（平成25年度全校設置完了予定）、トイレの美装化（全校舎完了）、中学校給食の自校調理施設の整備（平成25年度2学期より給食実施予定）、老朽施設の改修などを計画的に実施しているところです。

クーラーの設置については、中学校の全普通教室に整備済みですが、小学校については、およそ3億円程度の設置費と毎年6千万円程度のランニングコストが必要となるため、設置については慎重に検討しているところです。

ベランダ緑化については、平成18年度から平成20年度までの間に実施しましたが、水道代などの経費に対する効果を検証した結果、廃止しました。

小学校の校庭一部芝生化に平成18年度から取り組んでおり、エコ環境の整備面からも一定の効果を見込んでいるところです。

中学校への給食の導入については、平成25年9月から、第一中学校から第六中学校までの6校で、自校調理方式により給食を開始する予定です。

（教育推進部学校管理課）
（教育推進部学校給食推進担当）

分野	11. 教育について
ご意見の要点	校区割りを見直してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・小学校・中学校が遠い。
- ・萱野小学校の卒業生が2つの中学校に分かれるのはおかしい。

回答

●通学区域（校区）の設定について

通学区域（校区）とは、就学校の指定をする際の判断基準として、あらかじめ設定した区域をいいます。

この「通学区域」は、特に法令上の定めはありませんが、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態をふまえ、各市町村教育委員会の判断に基づき設定するものです。

本市では、学校の新設など、通学区域の設定・変更の際には、学識経験者や地域の関係団体から選出された委員により構成された箕面市通学区域審議会に諮問を行います。

同審議会では、基本的な事項となる学校の規模及び児童・生徒の通学上の安全、地域の実情、周辺地域の開発状況並びに今後の動向等を総合的かつ将来の展望に立ち、大局的な見地から検討を重ね、答申がなされます。

本市ではこの答申をふまえ、通学区域を決定してきました。

通学区域を設定する上での、基本的な考え方としては、通学路の安全や通学距離、学校の適正規模の維持を考慮し「子どもの教育環境を最善のものにすること」、既にこども会や地区福祉会など地域活動への影響を考慮した「地域コミュニティ機能を円滑に推進すること」の2点です。

お住まいの住所によっては、隣の校区の学校が近い場合や、一つの小学校区が二つの中学校に分かれる場合もありますが、上記の基本的な考え方により、地域コミュニティの醸成などを勘案し、通学区域を定めています。

●近年の通学区域の検討経過

《平成14年～平成15年》

人口急増期に通学区域を設定したため、やむを得ず発生した飛び地など、当時課題となっていた4地域について、保護者をはじめ地域住民の要望などをふまえ、検討を行い、結果として

- ①船場東地区（船場東一～三丁目）
- ②船場西地区（船場西二丁目18・23・24：コンドミニウム千里中央、杉谷パークマンション、箕面エレガントヒルズ、ファミリー千里中央）

の2地域は変更を見送り、次回以降の通学区域の検討の際に改めて検討することとしました。

- ③箕面ハイツ（箕面六丁目・西小路二丁目の一部）は箕面小学校、第一中学校

- ④箕面東コーポラス（粟生外院一丁目16）

は東小学校、第六中学校に変更することとなりました。

《平成19年》

森町の通学区域の指定、その他継続審議となっていた地域を含む課題となる地域について検討しました。

結果として、森町の通学区域は、止々呂美小学校及び止々呂美中学校に指定することが適当としました。

平成15年からの継続課題である船場東地域と船場西地域については、今回も変更を見送り、次回以降の通学区域の検討の際に改めて検討することとしました。

新たに小野原西土地画整理地区については、小野原東地区と小野原西地区の児童・生徒数から勘案し、現時点では通学区域の見直しの必要がないこととなりました。

また、豊川南小学校を卒業した小野原東地区の生徒が第四中学校に通学する際に、自転車通学をしている点については、1中学校区、2小学校の原則や、今後の彩都地区の動向から、現時点で中学校区の見直しは困難とされましたが、次回以降の通学区域の検討の際に改めて検討することとしました。

《平成22年》

平成23年4月から彩都地区に小中一貫校が開校することなどから通学区域の検討を行いました。

結果として、

- ①彩都粟生北全域、彩都粟生南一丁目18番、三丁目以降：彩都の丘学園
 - ②彩都粟生南一丁目1番～17番及び彩都粟生南二丁目：豊川北小学校・第六中学校
 - ③粟生間谷東三丁目、六丁目～七丁目：豊川北小学校・第六中学校
- となりました。

従前からの課題である船場東地区及び船場西地区及び豊川南小学校を卒業した小野原東地区の生徒が第四中学校に通学する際に、自転車通学をしている点については、現時点で通学区域の変更は行わず、次回以降に引き続き検討することとしました。

平成22年の検討の際、箕面市通学区域審議会から、継続課題以外の通学区域については、個別の住居から見ると現在の通学区域ではない学校の方が近いという状況等があるものの、基本的な考え方に照らし合わせて考えてみると、現時点で通学区域を変更する程の必要はないとの答申がなされました。

市では、この答申をふまえ、今後校区設定の必要性がある区域が生じた際に、改めて校区の見直しを行うこととしています。

(教育推進部教育政策課)

分野	12. 生涯学習について
ご意見の要点	多様な生涯学習機会を提供してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・公共施設の行事が少ない。
- ・公共施設の魅力や情報の発信次第で利用が増えるかもしれない。
- ・シニア大学など市民同士が親睦できるような場をたくさんつくってほしい。

回答

●生涯学習センター・公民館の事業

生涯学習センター及び公民館では、市民の生涯学習の場として施設を利用に供するとともに、各種講座をはじめとした事業を実施し、市民の皆さんの学習及び交流の機会を提供しています。

各施設は、主に市内の学習グループなどの活動にかかる利用に供されるほか、各施設が開催する講座等の事業や、市をはじめとした各種機関などが開催するイベント・行事などにも利用されています。

各施設には会議室などの汎用的な部屋に加え、音楽室や料理実習室などの機能を持った部屋が設置されており、それぞれの目的に応じた利用がされています。

●生涯学習推進事業（講座）の実施状況

生涯学習センター・公民館では、生涯学習及び文化活動にかかる事業として、「春の講座」「秋の講座」など市民を受講対象とした各種の講座を実施しています。連続講座（基本2回から5回）として開催し、内容は文化・教養にかかる講座をはじめ、時事問題や手話・就職支援などの社会的課題をテーマとした講座など様々です。

また、平成22年度から高齢者を対象とした学びの場として「箕面シニア塾」を開講し、60歳以上（一部コースは年齢制限なし）の市民を対象とした連続講座を実施しています。教養学科と地域学科の2学科があり、教養学科は「知識・教養を高め、健康で生きがいある生活を支援」するため、また地域学科は「地域で活動する人材を育成支援」という目的を掲げています。

●これからの取り組み

1. 生涯学習施設の利用促進

生涯学習施設は学習機会の提供とともに市民の憩いの場、仲間づくりの拠点としても重要な役割を果たしていることから、引き続き施設の維持管理に努めるとともに、広報紙等を通じて施設利用者の活動を紹介し、また施設で実施する講座等を通じて、各生涯学習施設の魅力をPRし、更なる利用の促進を図っていきます。

2. 生涯学習推進事業（講座）の充実

今後も市民の学習課題を把握し、関係機関等との連携により講座の企画・実施を進めます。とりわけ、市と包括協定を締結している3大学（大阪青山大学・大阪青山短期大学、千里金蘭大学、大阪大学）との連携により、講座の充実を図っていきます。

また、箕面シニア塾については、シニア世代市民の親睦・交流という役割に加え、受講者が今後地域で様々な活動・活躍をしていただくためのきっかけを提供する講座として、内容を充実させていきます。

（生涯学習部生涯学習センター・公民館担当）

分野	13. 図書館について
ご意見の要点	図書館の利便性を向上してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・図書館の本の種類を増やしてほしい。(DVD、CDも)
- ・予約の冊数が10冊は少なすぎる。
- ・土日、休日などの図書館の開館時間を延長するなど利用しやすくしてほしい。

回答

●本やDVD・CDなどの図書購入費について

図書購入費については、行財政改革の観点から毎年度の予算が減少傾向にありました。DVD・CDなどの視聴覚資料についても、古いレーザーディスクやビデオテープが多くなっていました。

昨年8月に策定しました「箕面市知の拠点づくりアクションプラン」に基づき、小野原地区に新たな図書館を建設するとともに、ICタグシステムを導入し、業務の効率化を図り、本やDVD・CDなどの資料購入費を平成24年度から、それまでの2倍に増し、「読みたい本がある」「調べられる」など図書館の基本的なサービスを充実します。

●予約冊数について

予約冊数については、多くのかたに本を読んでもいただくため10冊までとしています。資料購入費を平成24年度から倍増することから、新刊、人気図書などの購入量を増やし、予約待ちの日数を減らしたいと考えています。

●図書の返却について

図書の返却については、市内のどの図書館でも返却は可能であり、休館日や夜間など図書館が開館していなくても、返却ポストで返却することができます。また、3週間に1度巡回している移動図書館でも返却が可能となっていますので、こちらをご利用ください。

●図書館の開館時間について

開館時間の延長については、現在各図書館で実施している夜間開館現状を踏まえ、利用者のニーズや人件費の費用対効果などを考慮し、恒常的に夜間開館する図書館の絞込みなど、実施方法を検討していきたいと考えています。

開館時間	午前10時から午後5時まで					
夜間開館日	午後7時まで（祝日は除く）					
		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
	中央図書館			●		●
	東図書館				●	
	萱野南図書館					●
西南図書館				●		

(生涯学習部中央図書館)

分野	14. スポーツについて
ご意見の要点	スポーツ施設の整備及びイベントを充実してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・室内プールがほしい。
- ・室内テニスコートがほしい。
- ・スカイアリーナでの教室、特に小学生を対象とした教室が少ない。
- ・スポーツイベントに参加しやすくしてほしい。

回答

●現在の状況

平成23年4月からミズノグループが指定管理者として箕面市立総合運動場における各種スポーツ事業の運営および施設維持にあたっています。指定管理者の能力を最大限活用しつつ、利用者に対してサービスの効果および効率を向上させ、市民スポーツ活動の推進を図ることを目的としています。

なお、大規模な施設の改修については箕面市が予算化し、箕面市が実施しています。

●これからの取り組み

平成24年度の事業実施について、指定管理者から提出された協議書に基づき、協議を行い、新たに小学生の参加できる教室を追加します。また、今後もニュースポーツの体験教室を行い、さまざまな利用者に参加いただけるような教室を開催していく予定です。

スポーツ施設の整備について、老朽化してきているスポーツ施設の短期から長期にわたる改修計画を策定し、より快適にご利用いただける施設管理をめざしていきます。

なお、現状では改修に力点を置くこととしており、施設の増設は考えておりません。

(生涯学習部文化スポーツ課)

分野	15. 産業振興について
ご意見の要点	観光振興による活性化を図ってほしい

【主な自由意見の内容】

- ・もみじの天ぷら以外の箕面の特産を見直し、観光資源のアピールにもっと力を入れてほしい。
- ・箕面は滝以外に見所がないので、建物ばかりつくるのではなく、花の見どころの様な名所をつくってほしい。
- ・滝マラソン大会の開催など、箕面をアピールするきっかけづくりをしてほしい。

回答

●現在の状況

1. 箕面の特産品・観光資源について

箕面の特産品については、箕面商工会議所が中心となって止々呂美地区で収穫される柚子を使用した商品の開発・販売を行っております。また箕面の地場産を活用した商品、箕面大滝やもみじなど箕面をテーマにした商品を「箕面逸品」として登録し、店へのタペストリーの掲出やカタログの作成・配布など、市内外にPRを行っているところです。

本市は、箕面大滝を中心として大阪府営箕面公園、明治の森箕面国定公園といった豊かな自然に包まれ、特に秋の紅葉シーズンは最も多くの観光客が紅葉を楽しめます。秋以外のシーズンにも、滝道では春の桜やコバノミツバツツジ、勝尾寺ではシャクナゲやアジサイなど、豊かな自然の中で多くの花を見ることが出来ます。箕面観光ボランティアガイドがこうした花のガイドを行うほか、「阪急宝塚線沿線観光あるき」などのイベントでもコースに花の見どころを配置しています。また、平成22年度より社会実験として「川床」を実施しましたが、好評につき平成24年度から本格実施することになりました。また、止々呂美地区では平成23年に箕面市立止々呂美ふるさと自然館・野外活動緑地（スノーピーク箕面自然館・キャンプフィールド）がオープンし、豊かな自然とのふれあいを楽しむことができます。

このような豊かな自然を親しめる箕面ならではの新しい名所が誕生していますので、お楽しみいただければと思います。

2. 箕面をアピールするきっかけづくりについて

箕面大滝及び大阪府営箕面公園内では、年間を通じて箕面市観光協会や箕面FMまちそだて株式会社が各種イベントを開催し、公園利用者楽しんでいただいております。マラソンイベントについては、今後のイベント開催の貴重なご意見とさせていただきます。なお、市内北部の箕面森町において、毎年2月頃に「箕面森町妙見山麓マラソン」が開催されています。今年で4回目の開催となり、回を重ねるごとに参加人数も増し、今年は1,500名を超える申込みがありました。関東や四国地方からの参加もあり、箕面を広くアピールすることのできる大会に成長しています。

また、市内イベントだけでなく、例えば昨年ナゴヤドームで行われました「第60回日本青年会議所全国会員大会名古屋大会“地域活性化から市”」や、滋賀県彦根市で行われた「ゆるキャラ(R)まつり in 彦根」、横浜市で行われた「ほんまにええとこ関西観光展 in 横浜」、海外ではタイのバンコクで行われた「ALL関西フェスティバル in バンコク」等、多数のイベントにおいて、箕面市特産物販売ブースの出店や箕面市PRキャラクター「滝ノ道ゆずる」によるPR活動などを行っています。

その他、インターネット上においては「箕面営業課 twitter」や「滝ノ道ゆずる twitter」を立ち上げ、箕面に関する観光・イベント等の情報を広く発信しているところです。

●これからの取り組み

現在、「箕面森町妙見山麓マラソン大会」以外の、箕面市内におけるウォーキングイベント等の開催を検討しているところです。また今後さらに楽しんでいただけるその他のイベントについても、企画・検討しています。

今後も伝統銘菓「もみじの天ぷら」とともに箕面市内の観光資源・物産品・情報を市内外に広く発信し、より効果的な手法の導入を検討しながら観光客増加に取り組んでいきます。

(地域創造部商工観光課)

(地域創造部箕面営業課)

分野	15. 産業振興について
ご意見の要点	商店街の活性化を図ってほしい

【主な自由意見の内容】

- ・大きなスーパーは必要なく、商店街に活気がほしい。
- ・大型商業施設が多すぎるため地元の商店が廃業に追い込まれている。

回答

●現在の取り組み

1. 箕面市商業振興補助金

箕面市内の商工業団体に対して、商工業振興に対する補助を行っています。

補助対象内容	補助金交付要件	補助率
委員、講師等外部専門家の謝金、会場借上料、通信運搬費、広告宣伝費、委託料	商店街の魅力を向上させる事業、活性化策を検討する専門家を派遣する事業、セミナー、商人塾などの人材育成に資する事業、商店街等の安全・安心・快適化に資する事業	当該経費の75%以内

2. 大阪府市町村連携型融資制度の設置

市内中小企業者の健全な育成、振興をはかるため、その事業に必要な資金を借り入れできるように、大阪府中小企業信用保証協会の保証を付して斡旋しています。

無担保無保証人事業資金	
利用資格	市内（原則として同一場所）において、6か月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告、決算に伴う納税状況を証することができる小規模企業者のかた具体的な事業計画をもっており、金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能なかた
融資限度額	600万円 (ただし、既存の信用保証協会の保証付融資の融資残高との合計が1,250万円となる額)
資金使途	運転、設備 (設備資金は、箕面市内に設備を設置する場合に限りです)
貸付利率	年0.8% (固定金利)
融資期間	48か月以内
返済方法	毎月元金均等分割返済 (5か月以内据置可)
連帯保証人	原則として、法人の代表者以外の連帯保証人は不要です。ただし、次の場合は連帯保証人が必要になります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・実質経営者が他にいる場合 ・申込人（代表者）が営業許可名義人でない場合
信用保証料	保証協会の定める信用保証料を必要としますが、申込者が本融資を受けたのち、市が一定額を限度に信用保証料を補給します。（上限1万円）

3. 商業活性化アクションプランの推進支援

箕面市では、箕面商工会議所が推進する「商業活性化アクションプラン」に則した産業振興施策に対する支援を行っています。「商業活性化アクションプラン」とは、商業活性化ビジョンの内容を受けて、箕面商工会議所が事業主体である事業者の自主的な取り組みを喚起してビジョンの実現化を図るため、その具体策を検討し、事業実施を図るために策定した行動計画です。

現在は箕面山七日市、桜井地区の西国街道一番市などのほか、全国的にも珍しい全市での100円商店街の開催などを行っており、このような取り組みを支援していきます。

4. 箕面まごころ応援カード事業

市では、取扱店に提示すると割引や粗品進呈などの各店独自のサービスが受けられる、「箕面まごころ応援カード」を発行しています。子育て世帯や高齢者の経済的負担の軽減を図り、市内商業の活性化を図ることを目的としています。

●今後の取り組み

市内の商業活性化施策については、今後も商業活性化アクションプランを中心とした施策を行い、商店街の商業活性化に努めていきます。

(地域創造部商工観光課)

分野	16. 農業について
ご意見の要点	野焼きによる煙の発生を防いでほしい

【主な自由意見の内容】

- ・野焼きや、貸し農園等から発生する煙で困っているので、市から言って止めさせてほしい。

回答

●野焼きについて

野焼きについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止となっておりますが、農業者が行う稲わらや野菜くずなどの野焼きについては、例外的に許可されています。

しかし、周辺に住居がある場合は、できるだけ焼却を少なくしたり、風向きや時間帯などに注意したりするなど、付近の住民の迷惑にならないよう気をつけて行うよう農業者に指導しています。

(農業委員会事務局)

分野	17. 市街地活性化について
ご意見の要点	箕面駅周辺整備は不十分ではないか

【主な自由意見の内容】

- ・箕面駅前のアーケードは日除けにも雨除けにもならず、センスも悪い。
- ・長い時間とお金をかけた箕面駅周辺の整備は中途半端で高級感がない。
- ・箕面駅前に屋根やベンチがほしい。

回答

●これまでの経過

平成21年度に大阪府の「石畳と淡い街灯まちづくり支援事業」モデル地区として採択され、大阪府営箕面公園にお越しになる観光客の増加と駅周辺の商店街への回遊性向上をねらい、観光名所箕面の玄関口に相応しい駅前広場のハード整備と併せて、川床設置をはじめとして「ゆずともみじの里・みのおプロジェクト」のアンテナショップの開設などソフト事業を展開しています。

ハード整備については、「とまる・たまる・憩う・流れる」の仕掛けとして、駅前広場では、駅舎と歩道の段差解消・交番の移築・噴水撤去・駅前便所建て替え・駅舎北側ベンチの設置・アーケードの整備・イベント広場・ウェルカムゲートの整備を、滝道では、電線類の地中化と併せて、路面のうねりを解消し、自然色舗装を行っています。

●現在の状況

駅前広場舗装・イベント広場・駅舎北側ベンチの設置・交番の移築・駅前便所建て替え工事など平成24年4月頃完了予定で工事を進めています。

●これからの取り組み

現在、箕面第一駐車場・駐輪場の建て替えについて検討を進めています。

(地域創造部特定地域活性化担当)

分野	18. 市街地整備について
ご意見の要点	彩都・箕面森町・小野原西の整備の是非について

【主な自由意見の内容】

- ・彩都や箕面森町など、山を削ってまで街をつくる必要はない。
- ・緑があるから箕面に来たので彩都や小野原西の緑を壊すのは大反対である。
- ・引っ越してきて、箕面市彩都栗生地区はとてもすばらしい所だと思う。
- ・小野原西は歩道や道路も整備され、高い建物もなく、緑が多く、店舗も増えてとても住みやすい環境である。
- ・開発途中の小野原西は、市の施設等も建設されるとのことでありがたく、有意義だと思う。
- ・箕面森町は環境が良くトンネルもできた良い住宅地である。
- ・箕面森町にスーパー、ドラッグストアなど生活に必要な商業施設がほしい。

回答

●彩都・箕面森町の開発について

「彩都・国際文化公園都市」については、事業主体のUR都市機構により整備が進められており、茨木市域を含め、既に9, 100人を超える人口を擁する良好なまちなみが形成されています。

箕面市域においても、平成23年4月の立会山エリアのまちびらきにより、平成24年3月末現在719世帯、1,743人が住まわれており、154名が小中一貫校の「彩都の丘学園」に通っています。本年の4月には彩都みのり保育園が開園し、0歳から15歳までの子どもたちが安心して生活できる生活環境が整いつつあります。

また、「箕面森町・水と緑の健康都市」についても「多世代・環境・地域」の三共生をまちづくりのコンセプトとして、誰もが生き生きと暮らせるまちの実現を目指して、大阪府が事業主体となって整備が進められており、現在、箕面森町には平成24年3月末で、406世帯、1,335人が住まわれており、237名が小中一貫校の「とどろみの森学園」に通っています。

こうした状況を踏まえ、箕面市域で行われる彩都、箕面森町の事業については、それぞれの事業実施主体が行う基盤整備事業が箕面市の発展に資するものとなるよう、十分に調整を図るとともに、市としての役割をしっかりと果たし、新しい住民が安心して暮らせるよう、事業完遂まで最大限の努力をしていきたいと考えています。

●彩都の緑化計画について

彩都の造成工事により、山麓部の樹木が伐採され市街地から山肌が見えるようになっていますが、市街地から見えるこの斜面は、大部分が緑地として市に帰属されるUR都市機構の所有地です。市が帰属を受けるこの緑地については、UR都市機構と緑化協議を重ねており、種子吹き付け、苗木植栽を実施し、一定の緑化効果は出ておりますが、この度、新たに自然式植栽工法を用いて苗木植栽を実施することとし、概ね10年後には周辺の既存樹木と変わらない緑に復元する計画となっています。

●箕面森町の商業施設誘致について

現在、民間地権者が商業施設の誘致について、準備を進められています。

●小野原西の整備について

小野原西の緑については、公園・緑地・緑道・集合農地等により、自然環境を有効活用し、地区内の春日神社の鎮守の森とともにまとまりのある緑を形成し、快適な緑・歴史空間の一体的な創出を図っています。

(地域創造部新市街地活性化担当)
(みどりまちづくり部まちづくり政策課)

分野	19. 道路・交通（道路）について
ご意見の要点	道路環境を改善してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・道路を改良してほしい。（狭い、傾斜、でこぼこ、側溝等）
- ・歩道を改良してほしい。（狭い、段差、インターロッキングのがたつき等）
- ・街路樹の落葉や側溝のごみは定期的な掃除やふたをするなどしてほしい。
- ・街灯を増やしてほしい。
- ・街灯はLEDや太陽光を利用してほしい。

回答

●道路環境に関する取り組みについて

車道や歩道の道路改良については、交通安全の視点から、舗装路面に凹凸があったり傾斜していたり、歩道の段差が連続して波打っていたりしている箇所などを修繕・改良しています。安心・安全で快適な道路環境に改善するためには、道路に接する敷地と車道、歩道との出入りなどに支障がないよう比較的長い区間で大規模な修繕・改良をする必要があることから、計画的に順次行っています。なお、応急的に修繕・改良する必要のある、側溝や舗装路面の部分的な凹凸などについては、職員による道路パトロールなどにより早期発見、修繕・改良に努めています。

落葉やごみの投棄防止として側溝に蓋をすることは、清掃作業の妨げになるばかりでなく、車による歩行者への幅寄せや不法駐車の原因になるとともに蓋の欠損、欠落による転落事故に繋がることから、原則として蓋は設置せず、定期的な清掃で対応しています。

街路灯の整備については、道路交通の安全対策として夜間の交通量が多い道路や見通しの悪い交差点などを中心に、全市域を対象とした暗がり調査を行い、現時点では街路灯の整備は完了しています。なお、現在取り付けている水銀タイプの灯具の機能更新において、省エネ対策としてLEDや太陽光方式の灯具も検討しましたが、安価で高効率、長寿命の高圧ナトリウムタイプの灯具を採用することにしました。

(みどりまちづくり部道路課)

分野	19. 道路・交通（道路）について
ご意見の要点	交通マナーの改善を講じてほしい

【主な自由意見の内容】

- ・自転車のマナーが悪いので、車道通行のPR、通行規制、歩道の拡幅、自転車専用道の整備をしてほしい。
- ・交通マナーの悪い自動車・バイク・自転車が増えたので、取り締まりを強化してほしい。
- ・路上駐車が多いので、取り締まりを強化してほしい。

回答

●円滑な道路交通について

自転車は車両として車道を走ることが原則ですが、歩道を走ることができるように交通規制を定めることや、交通規制を守らない自転車、バイク、自動車の取り締まりを行うことは、道路交通法を所管する警察の管轄ですので、随時、警察に取り締まりを強化するよう要請していきたいと考えています。

市道の道路管理者である市は、自転車が通行できるように歩道を拡幅したり、自転車専用道路を整備したりする役割を担いますが、新たな道路用地の確保や道路改良、または路線バス停留所の移設などが必要となるため、関係機関との協議や予算調整を行い、進めていきます。

(みどりまちづくり部道路課)

分野	20. 道路・交通（鉄道）について
ご意見の要点	北大阪急行を早く延伸してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・北大阪急行を早く延伸してほしい。
- ・北大阪急行の延伸について、ホームページ等でもっと情報を公開してほしい。

回答

●これまでの経過

北大阪急行線延伸については、昭和60年に第三次箕面市総合計画に位置づけ、平成元年には、運輸政策審議会答申第10号に、平成16年には近畿地方交通審議会答申第8号にも位置づけられました。

市の取り組みとして、延伸時の一時的な財政負担を避け、負担の平準化を図るため、平成4年には、将来・未来への投資財源として、基金の積立を開始しています。

また、平成17年から18年は、鉄道事業者、国、府、市で検討委員会を組織して、整備計画案をとりまとめ、平成20年には、府、市、阪急電鉄、北大阪急行電鉄の4者で、実現に向けた検討を協力して行うことを確認する覚書を締結し、平成20年から21年は、再度、検討委員会を開催して、整備計画案を詳細検討し、関係者が合意可能な計画（案）をとりまとめました。

平成23年8月には、事業化に至る諸条件について箕面市、阪急電鉄、北大阪急行電鉄の3者で北大阪急行線の延伸に係る確認書を締結しています。

●現在の状況

国の社会資本整備総合交付金を活用した鉄道整備の事業スキームについて、国土交通省と協議しています。

また、鉄道事業者、大阪府などの関係者との合意形成を図るため、事業スキームや事業主体などについて関係者との協議を進めています。

平成23年3月には、大阪府、箕面市、阪急電鉄、北大阪急行電鉄、船場団地組合のトップレベルで構成する北急延伸・関連まちづくり等連携協議会を設立し、北急延伸を始めとした「交通施策」と新たな都市拠点を目指す船場地区等の「まちづくり施策」とを一体的に推進するための連携、調整を図っています。

●これからの取り組み

本市では、平成30年度の鉄道延伸を目指して、平成24年度から、国、大阪府、鉄道事業者と共同で、鉄道の基本設計、測量調査、地盤調査を行い、事業費、需要予測等を精査した後に、関係者との事業化合意の上、平成25年度末に事業着手できるよう取り組みを進めています。

また、情報の公開については、これまでも、関係者との協議結果等について、ホームページに掲載していますが、より詳細な事項についても、もみじだよりへの掲載や説明会などにより積極的に情報提供を行っていくとともに、新しい動きがあり次第、ホームページでの掲載も行っていく予定です。

なお、出張説明会の開催については、積極的に自治会などに働きかけて、市民のみなさまに事業の推進状況や疑問にお答えする場を設けていき、情報提供を行っていく予定です。

(地域創造部北大阪鉄道延伸課)

分野	21. 道路・交通（バス）について
ご意見の要点	オレンジゆずるバスを充実してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・オレンジゆずるバスが気に入っている。便利になった。バス接近情報を見ることができる。
- ・オレンジゆずるバスを増便してほしい。
- ・オレンジゆずるバスの運行表がわかりづらい。
- ・オレンジゆずるバスの始発時間を早く、終発時間を遅くしてほしい。
- ・オレンジゆずるバスは走行時間の短縮、時間通りの発着をしてほしい。
- ・オレンジゆずるバスのルートを増便してほしい。（北千里駅方面、西小路方面、彩都方面）

回答

●**オレンジゆずるバス**

市外の千里中央駅などに行く路線バスは充実しているものの、市内・東西交通など市内バス路線網に対する市民満足度は低く、今後、高齢化の進展により自家用車の運転を控える市民が増えることや、環境負荷の軽減を図っていくうえで、バスによる市内移動の充実はますます重要になります。

そのため、市民、商業者、交通事業者、行政機関など、幅広い関係者で構成する法定協議会を設置し、箕面市地域公共交通総合連携計画を策定しました。

この計画に基づき、バスによる市内移動の利便性向上を目指し、買い物、通学、通勤、通院、お出かけなど、誰もが気軽に乗れるバスとして、平成22年9月1日から実証運行（実験的な運行）を開始しました。

現在、オレンジゆずるバスは、実証運行中であり、より便利なバスを目指して平成24年度末までの3年間は、毎年度、評価・見直しを行い、平成25年度からの本格運行につなげます。

見直しにあたっては、各種アンケート調査、利用実績、市民意見などを踏まえ、多数の市民が参画した協議会・分科会で運行ルートや運行時間などの運行内容を検討しています。

●**これまでの経過**

平成21年 3月～ 平成22年 8月	計画づくり 計画づくりについては、多数の市民が参画した協議会・分科会で、自治会意向調査、市内小学校区ごとの説明会、パブリックコメント等での市民意向を踏まえて、計画づくりを行いました。
平成22年 9月	実証運行開始
平成22年 9月～ 平成23年 5月	市民意向の把握 バス乗降（OD）調査、バス利用者アンケート、市民アンケート調査を実施しました。 市民協働による見直し検討
平成23年 5月	運行内容の軽微な見直し 恒常的な遅延を解消し、定時運行を行うために、ゆとりあるダイヤ等の軽微な見直しを行いました。
平成23年 5月～ 平成23年 8月	市民意向の把握 運行見直しについての説明会、パブリックコメントを実施しました。 市民協働による見直し検討
平成23年 9月	運行内容の抜本的な見直し 平成22年9月からの利用実績、市民意見などをもとに、市民協働で運行ルート、ダイヤの変更等の抜本的な見直しを行いました。

平成23年 9月～ 平成24年 3月	市民意向の把握 バス乗降（OD）調査、バス利用者アンケート、市民アンケート調査を実施しました。 市民協働による見直し検討
-----------------------	--

●現在の状況

（1）運行計画

運行ルート：市内3ルート（西部北・東部北、中部・東部中、西部南・東部南）

運行日時：365日毎日運行、7時台～19時台（各ルート11～12便／日）

運賃：大人200円、小児・障害者・70歳以上の高齢者100円

（2）利用状況

当初（平成22年9月1日～平成23年4月30日） 878人／日

軽微な変更（平成23年5月1日から平成23年8月31日） 844人／日

抜本的な見直し（平成23年9月1日から平成24年1月31日） 884人／日

（3）評価指標について

・抜本的な見直し後の運行において、恒常的な遅延は発生しておらず、認知率、利用率は目標値に近づいています。

・収支率は50%を目標としていますが、30.4%とまだまだ低い値であるため、今後、さらなる利用促進に取り組むとともに、効率的・効果的な運行内容に見直す必要があります。

●これからの取り組み

運行サービスの充実などの利便性だけでなく、効率性・採算性の両面を考慮し、市民意向を踏まえ、市民協働で見直しを行っていきます。

また、収支率の向上を目指して、利用促進策の検討・実施を行うとともに、運行サービスや費用負担のあり方を明確にして、平成25年度からの本格運行を目指します。

オレンジゆずるバスは、市民のみなさんに育てていただくバスです。多くのかたに、ご利用していただくことで、サービスを充実し、より便利なバスに発展させていくことができますので、これからも積極的にご利用ください。

なお、路線バス網の充実については、北大阪急行線の延伸と併せて、新駅を中心とした市内バス路線網に再編し、充実を図りたいと考えています。

（地域創造部交通政策課）

分野	22. 道路・交通（その他）について
ご意見の要点	箕面グリーンロードトンネルを無料化してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・箕面グリーンロードトンネルを無料化してほしい。

回答

●これまでの経過

平成19年 5月	箕面グリーンロードの開通
平成21年 3月	国が高速道路のETC通行料金を休日1000円に引き下げ
平成21年 5月	箕面グリーンロード特別割引の実施 → 35%の増加
平成21年 6月	大阪府副知事、道路公社理事長に対し、料金引き下げ等の要望
平成21年 7月	料金割引社会実験の実施（平成21年12月20日まで）
平成21年12月	2か月間の料金割引社会実験の延長（平成22年2月28日まで）
平成22年 2月	13か月間の料金割引社会実験の延長（平成23年3月31日まで）
平成23年 3月	12か月間の料金割引社会実験の延長（平成24年3月31日まで）
平成24年 3月	12か月間の料金割引社会実験の延長（平成25年3月31日まで）

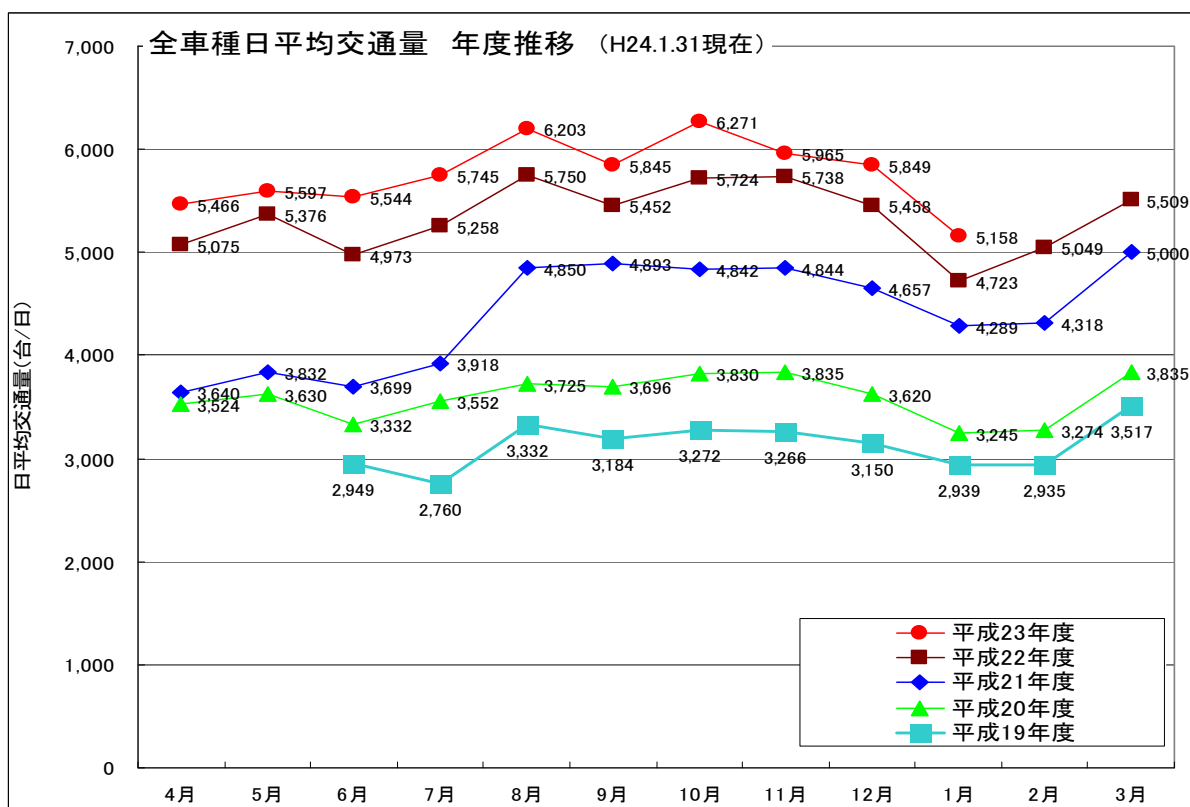
●現在の状況

箕面グリーンロードは大阪府道路公社が料金徴収期間内に債務償還する有料道路です。平成21年7月から平成25年3月31日まで、料金割引の恒久化を目指し、社会実験として、普通車600円を400円に、軽自動車等500円を350円に料金割引しています。これまでの交通量は、平成21年7月の料金割引社会実験の開始より平均交通量が増加傾向にあります。

本市としては、社会実験を実施するにあたり、府と近隣市町とともに社会実験協議会を設置し、観光施設と提携したチラシ配布など広報活動等を実施し、利用促進に取り組んでいます。

また、定期券導入についても、国や大阪府と協議・検討しています。

【全車種交通量の推移】



●これからの取り組み

箕面グリーンロードは、北摂地域において欠かすことのできない都市基盤であることだけでなく、京都府中部から大阪都心への広域アクセスを担うことから、大阪の活性化のためにも、今後より一層の利用促進を図る必要があると考えています。

そのため、箕面有料道路の料金割引が期限付きで実施されている中、多くの市民から料金改善の要望が寄せられていることを踏まえ、料金割引の社会実験の期間延長および、府・市等関係者共同による定期券導入に向けた新たな社会実験の早期の実施、さらには通行料金の恒久的な引下げの早期実現について、引き続き大阪府に要望するとともに、関係者と協議・検討を行っていきます。

(地域創造部交通政策課)

分野	23. 上下水道について
ご意見の要点	水道料金が高いので安くしてほしい

【主な自由意見の内容】

- ・他市と比べて水道料金が低い。

回答

●箕面市水道事業の特徴

水道料金は、水道を運営する市町村の地形、水源、需要構造などの経営環境によって差異が生じ、料金も異なっています。

箕面市の特徴として、次の3点があげられます。

1. 地形に起因する施設数の多さ

箕面市は国道171号を中心として南北に傾斜があるため、配水池（水を貯め、各家庭に送る施設）を南北の両側に配置しなければならないことなどにより施設の数が多くなり、これにかかる経費が増大しています。

2. 大阪広域水道企業団水への依存割合の高さ

箕面市で消費されている水のうち、87%を大阪広域水道企業団水に依存しています。これは府内平均71%を上回っており、他市に比べ企業団に支払う受水費の割合が多くなっています。

3. 大口使用者が少ない需要構造

箕面市の水道料金は、水をたくさん使えば使うほど1立方メートルあたりの料金単価が高くなる逓増制を採用しています。水道水を多く使用する工場などの事業所が多ければ、小口使用者（主として一般家庭）の料金を低く設定することも可能ですが、箕面市には大口使用者があまり存在しません。

また生活用水（一般家庭で使用する水）が全体の84%を占めているため、使用者全体で使用した水の総経費の大部分を小口使用者が負担することになることも水道代が高いと感じられる要因になっています。

●現状に対する考え方

本市はこれまでも人件費の削減、民間委託の拡大、企業債の繰上償還等の経営努力に努め、平成13年度の料金改定以降、値上げすることなく料金の維持に努めてきました。また平成22年度には大阪府水道部（現在の大阪広域水道企業団）が用水供給料金を引き下げたことに伴い、この値下げ分を全額、利用者のみなさまに還元できるよう、基本料金において月額187円（年額2,244円）の値下げを行いました。

●これからの取り組み

箕面市の水道施設及び管路は、その多くが更新時期を迎えるとともに耐震化の施行が必要となっています。これら施設の更新を耐用年数のみで実施すると多額の経費が必要となるため、それぞれの施設の状況に応じた維持管理を行い、施設の延命化を図りながら更新費用を抑制するとともに効率的な更新を行っていく必要があります。この実現のため、「箕面市上下水道事業経営改革プラン」を策定し、水道料金を値上げすることなく、水道施設及び管路の更新及び耐震化を着実に進めていきます。また、引き続き経費削減に努めるとともに、大阪広域水道企業団の構成自治体として、用水供給料金の値下げを働きかけていきます。

（上下水道局総務課）

分野	24. まちづくり（都市景観・計画・開発）について
ご意見の要点	開発による自然破壊をやめてほしい

【主な自由意見の内容】

- ・ 便利で緑も豊か、静かで、住民も穏やかで住みよい環境だ。
- ・ 箕面の山をこれ以上壊さないでほしい。
- ・ 乱開発で山並みの悪化がどこまで進むか不安である。

回答

●これまでの経過

箕面のまちの一番の魅力は、大都市近郊のすばらしい住環境にあると考えており、その大きな要素が住宅地に近接する山々とその緑の景観です。

この特性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、平成9年に「まちづくり推進条例」や「都市景観条例」を制定し、本市の景観の最大のシンボルといえる北摂山系の山なみが損なわれないよう、「山なみ景観保全地区」などの指定による対策を講じてきました。

これらの取り組みにより、無秩序な乱開発等は抑制され、山なみ景観への影響を最小限に抑えてきました。

さらに、山麓部の自然環境を守る取り組みとして、土地所有者と市民ボランティアや自然保護団体など多様な人と組織をつなぐ「NPO法人みのお山麓保全委員会」と、これら市民の取り組みを資金面で支える公益信託「みのお山麓保全ファンド」を平成16年に設立し、市民主体の山麓保全の取り組みを推進しています。

●現在の状況

一方で、彩都や箕面森町、小野原西地区など、計画的な土地利用による、新たなまちづくりを行い、本市の良好な住環境としての魅力をさらに高める取り組みを進めています。

さらに、平成23年からは、緑豊かで住みよい環境を増やすため、「まちなかのみどり支援事業」を新設し、敷き際をお花で飾るグループ等に対する助成を行い、市街地の「民」のみどりを守り育てる活動を支援しています。

●これからの取り組み

市民の皆さまの熱心な取り組みや、さまざまなルールによって、しっかりと箕面の山麓や山なみ景観は保全されていますが、将来にわたって適切に保全し、次の世代に末永く引き継いで行くことができるよう、今後も引き続き必要な取り組みを適宜検討、実施していきます。

（みどりまちづくり部まちづくり政策課）

分野	25. 自治会・コミュニティについて
ご意見の要点	自治会によるコミュニティ形成を促進してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・自治会がないので近隣とのつながりがない。
- ・自治会の入会が増えないため、地域のコミュニティを図ることができない。
- ・自治会の設立や加入促進に市が動いてほしい。
- ・自治会の活動内容がわからない。
- ・任意である自治会への加入を勧められるのは不快である。

回答

●自治会の必要性について

これまで市では、自治会ホームページや広報紙もみじだよりなどで自治会の必要性を発信し、加入促進に努めてきました。また、現在、各小学校区で設立準備が進められている地区防災委員会をはじめ、防災体制の抜本的な見直しの中で、自治会には地域のセーフティネットの核として災害時の安否確認など重要な役割を担っていただく予定です。この機会に自治会に加入することにより、日頃からの支え合う関係を築き、災害時に家族や隣人の命を守り合う地域の絆が生まれることを市民の皆さまに強く訴え、自治会加入率の向上を図り、地域コミュニティの形成を促進したいと考えています。

●自治会がない場合の対応について

お住まいの地域に自治会がない場合は、①新規に自治会を結成いただくか、②近隣自治会に加入いただくかになります。①の場合は、会則づくりほか、自治会結成まで支援させていただきます。②の場合は、お住まいの地域の近隣の自治会長をご紹介させていただくことになります。

(人権文化部文化・市民活動促進課)

分野	26. 市民活動について
ご意見の要点	市民の力を活かす取り組みを充実してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・市民協働と言いながら、市民の力を高め、広め、よりよく市政に活かそうとしていない。
- ・より良い町づくりには良い人材を育成していく必要がある。
- ・個人や会社の方が、早朝からごみ拾いをしているなどボランティア精神が、美しい箕面の町を作っている。

回答

●これまでの経過

本市では、平成9年（1997年）にまちづくり理念条例を制定し、市民との協働によるまちづくりを共通の理念として各施策を進めてきました。

市の附属機関の会議の公開や委員の公募などの市民参加のしくみづくりと併せて、NPO補助金制度（現：みのお市民活動支援金制度）の創設やみのお市民活動センターの開設など、市民の自発的な活動を支援する施策を展開し、協働の推進に努めています。

●現在の状況

現在、各小学校区では、地域福祉の増進や青少年の健全育成、コミュニティセンターの運営などの分野を中心に、市民の力によるコミュニティづくりが進められています。また、地域を限定せず、子育て支援や環境保全などの社会課題の解決を目的とする市民活動団体も活発に活動しています。

市では、平成22年（2010年）に、シニア世代の力を地域に生かすため、地域活動を紹介する相談窓口の「シニア・ナビ」、シニア世代の学びを支援する「箕面シニア塾」、秀でた特技や資格のあるかたを登録する「人材データバンク」を創設し、より多くのかたがまちづくりに参加しやすい環境整備を行っています。

●これからの取り組み

今後も、「自助、共助、公助」の考え方を基本として、行政はもとより、市民、地縁団体やNPOなどの市民活動団体、公益団体、事業者などすべての主体をまちづくりの担い手と捉え、協働のまちづくりを推進していきます。

＜まちづくりの基本となる考え方＞

自助…自らできることは自らが担おうという考え方

共助…役割分担をしながら共に助け合おうという考え方

公助…行政の仕組みを通して助け合おうという考え方

（人権文化部文化・市民活動促進課）

分野	27. 広報・市政情報について
ご意見の要点	広報紙、ホームページの充実及び他の媒体での広報を検討してほしい

【主な自由意見の内容】

- ・もみじだよりが読みやすくなっていることに変化を感じる。
- ・郵送で済む書類入手、提出はホームページに分かりやすく掲載してほしい。
- ・パソコンやインターネットができない人のことも考えてほしい。
- ・もみじだよりやホームページでの情報を得にくいので、大きな掲示板をいろいろな場所に置いてほしい。

回答

●行政情報の広報について

本市では、広報紙「もみじだより」、箕面市ホームページ、コミュニティFM放送「タッキー816みのおエフエム」や、報道資料、各種チラシ・パンフレットなど様々な媒体を通じて、行政情報をお伝えしています。

・広報紙「もみじだより」について

毎月1日・1回発行。平成22年度から民間事業者へ制作・発行業務を委託しています。また、視覚障害をお持ちのかたに音声による「声の広報」（テープ版、CD版）と点字広報を併せて発行しています。

主な掲載内容は、次のとおりです。

1. タイムリーに市民の皆さまへお知らせする必要がある市の主要施策の概要を掲載する「特集」
2. 市民サークルやNPOなどが実施する催しや会員募集を掲載する「市民の広場オアシス」
3. 市が実施する催し、各種手続きのご案内、啓発、人材募集などを掲載する「お知らせBOX」

制作・発行業務の委託化により、民間の視点を取り入れた読みやすく、分かりやすい紙面づくりをめざして作成しています(例:地域ごとに知られざる名所やいわれを紹介する「箕面再発見!」、民間事業者のスタッフがまちなかで取材した市内の出来事を紹介する「みのおNOW!」など)。

広報紙「もみじだより」は、市民の皆さまにとって、もっとも身近な市の情報収集の媒体ですので、これからも情報の正確性はもちろんのこと、見やすさ、読みやすさにも配慮し、市の最新情報をふんだんに盛り込みながら、一層の内容の充実を図っていきます。

・箕面市ホームページについて

平成22年3月に次の点を心がけ、ホームページのリニューアルを行いました。

1. ご高齢のかたや障害のあるかたも含め、全てのホームページユーザーが利用しやすいこと
2. 必要な情報が簡単に収集できるデザインや分類を実施
3. 速報性のある情報発信媒体として、公式ブログ等との連携

リニューアル後のホームページの特色としては、次の点などが挙げられます。

1. 市からの最新注目情報を「トピックス」として、また人気のある情報をバナーとして掲載
2. 情報を探しやすくするため、カテゴリー毎に分類
3. 出産・入学・引越など、ライフイベントに関連する情報を「こんなときには」として設置
4. 市政等に関するご質問やご意見をお受けする「お問い合わせフォーム」やより良いウェブサイトにするために市ホームページに関する「アンケート欄」を設ける

今後も、市民の皆さまにとって、より利用しやすく分かりやすいホームページづくりをめざしてまいります。

・コミュニティFM放送「タッキー816みのおエフエム」ほか

コミュニティFM放送「タッキー816みのおエフエム」に対し、市の情報や地域の話題などを提供する情報番組の放送を委託しています。具体には、市の行政ニュースを広報紙「もみじだより」などから作成した原稿をもとに毎日3回～4回放送する「みのおアラカルト」などをお届けしています。

市の音声による広報媒体として、速報性を生かした情報提供に努めるとともに、緊急時の貴重な情報源として、市民の皆さまに利用していただけるよう、広報紙などでより一層放送番組の周知を図ってまいります。

また、報道機関への「報道資料」の提供のほか、各種チラシ・パンフレットを作成し、市内公共施設への設置や各事業の市民説明会での配布なども実施しており、今後とも様々な機会をとらえ、市民の皆さまへ行政からの情報をお伝えしてまいります。

(地域創造部箕面広報課)

分野	28. 市政について（28-1. 議会について）
ご意見の要点	議員定数・手当を削減すべきである

【主な自由意見の内容】

- ・市議会議員数は削減し、ボランティアにすべきである。また、各種手当も廃止すべきである。

回答

●議員定数削減等の取り組みについて

議員定数は、平成12年に27人から25人に削減しました。また、次の一般選挙から2人削減し、23人となります。

議員報酬は、平成23年度は5.5%減額しており、平成24年4月1日から平成24年8月28日まで6%減額します。

期末手当も平成23年度は5.5%減額しており、平成24年6月分は6%減額します。

(議会事務局総務課)

分野	28. 市政について（28-2. 市政運営について）
ご意見の要点	市民の声を聞く機会をもっと増やすべきである

【主な自由意見の内容】

- ・市民の声を聞く機会や市民と懇談する機会をもっと増やすべきである。

回答

●これまでの経過

これまで取り組んできた市民の声を聞く機会の仕組みづくりとして、大きく次の項目が挙げられます。

1. 箕面市市民参加条例の制定

平成9年に、「箕面市市民参加条例」を制定し、附属機関の委員の市民公募や会議の公開を進め、市民参加の促進及び市民の声の市政への反映を図っています。

2. パブリックコメント手続に関する指針の制定

平成17年に、箕面市市民参加条例の基本理念に基づき、「パブリックコメント手続に関する指針」を制定し、市の意思形成の段階から市民に広く意見を求めるよう努めています。

3. 箕面市市民の声取扱要綱の制定

平成19年に、「箕面市市民の声取扱要綱」を制定し、市民から寄せられた意見、苦情、要望等に対して、全庁的に統一したルールによって対応するよう努めています。また、この要綱では基本原則として、「市民の声は市政に反映させるよう努めること」と明記しており、本市に寄せられた市民の声は関係部局室で十分に検討し、可能な限り市政に反映するよう努めています。

●現在の状況

- ・日常業務での対応

主に上記の1～3を基にして各部局室で業務にあたっています。また、市民サービス政策課が市民相談窓口として、面談、電話、文書、メールなどで市民のご意見を伺い、担当課に取り次いでいます。さらに、場所、時間を問わないインターネットの特性を活用し、市ホームページのトップに「ご意見箱」を設けて、幅広くご意見を受け付けるようにしています。

(参考) 平成22年度の「市民の声」の件数（市民サービス政策課受付分）

(単位:件)

内容	種別	面談	電話	文書	メール	ご意見箱	その他	合計
行政に関する相談・問合せ		147	362	23	21	539	113	1,205
	市政相談・問合せ	142	352	3	19	534	112	1,162
	団体からの要望	0	0	20	0	0	0	20
	国・府関連の事案	5	10	0	2	5	1	23
民事相談		710	197	3	0	5	3	918
	民事一般相談	105	197	3	0	5	3	313
	専門相談(※)	605	0	0	0	0	0	605
合計		857	559	26	21	544	116	2,123
合計(専門相談を除く)		252	559	26	21	544	116	1,518
割合(専門相談を除く)		16.6%	36.8%	1.7%	1.4%	35.8%	7.6%	100.0%

- ・市長ほっとミーティングの開催
平成21年度から、市長自ら地域に赴き、市民との直接対話を進めながら、市政の状況など積極的に情報提供するとともに、いただいたご意見を市政に反映させるため「市長ほっとミーティング」を中学校区単位で開催しています。
- ・箕面市 e モニター制度の施行実施
平成23年度から、市民の声を聞く新たな方法として、無作為に抽出した16歳以上の2,000人の市民の中から応募があった93人を対象に、福祉や教育、子育てなど日常生活に関わるアンケートにインターネットで回答していただく「箕面市 e モニター制度」を2年間の予定で試行実施しています。
- ・審議会等の市民委員の公募登録制度の施行実施
平成23年度から、e モニター制度と同様に市民の声を聞く新たな方法として、無作為に抽出した16歳以上の2,000人の市民を対象に審議会等の市民委員を募集し、登録した市民の中から各審議会等の市民委員を選出する「審議会等の市民委員の公募登録制度」を2年間の予定で試行実施しています。
- ・その他
上記の他に各部局室にて説明会やアンケートを随時実施しており、市民の声を市政に反映するよう努めています。

●これからの取り組み

今後においても、上記以外の市民の声を聞く手法を研究し、市政への市民参加、市民の声を反映させるためのさまざまな取り組みを推進するとともに、より一層の情報提供を行っていきたいと考えています。

(市民部市民サービス政策課)

分野	28. 市政について（28-3. 職員について）
ご意見の要点	職員の能力を向上させるべきである

【主な自由意見の内容】

- ・職員の態度が悪い。
- ・職員の私語が多い。
- ・職員は常に見られていること、試されていることがあることを意識した方がよい
- ・知識不足の職員の説明は時間も無駄で、不安である。
- ・職員の数が多い。
- ・職員が以前よりいきいきと働いていて、親切な対応などから箕面市の変化を感じる。

回答

●人材育成等について

職員の態度・待遇向上については、組織全体の大きな課題として認識しており、平成22年度は全管理監督職員、平成23年度は全一般職員を対象に待遇研修を実施しました。今後も定期的に研修を実施し、待遇向上に努めていきます。

職員の知識については、市の仕事は条例、規則、要綱などに基づいて行っており、定型的な業務についてはマニュアル化しています。ただし個別の事情によって、状況に応じた判断が必要となる場合もありますので、実務的な内容に関して、現在、各職場において研修等を実施しています。

今後も関係部局と連携をとりながら継続して職員の待遇意識やスキルの啓発に努め、よりよい組織となるよう尽力していきます。

職員数については、業務の継続性に配慮し、適正な人員数となるよう毎年見直しを図っています。

(総務部職員課)

分野	28. 市政について (28-4. 市税について)
ご意見の要点	市民税などが高い

【主な自由意見の内容】

- ・税金が高い。(住民税、固定資産税等)

回答

●市税の税率について

市民税	均等割：3,000円(府民税は1,000円) 所得割：6%(府民税は4%)
固定資産税	課税標準額の1.4%
都市計画税	課税標準額の0.3%

これらの税率は地方税法による税率であり、概ね、全国の市町村が適用している税率です。従って、本市が他の市町村よりも独自に高税率による課税をしているわけではありません。

(総務部税務室税務課)